

令和7年度環境省請負業務

令和7年度有害使用済機器等の取扱いに関する
実態調査業務報告書

令和8年2月

公益財団法人 廃棄物・3R研究財団

目次

1. 調査の概要	1
1.1 背景・目的.....	1
1.2 調査概要	1
1.3 本調査における再生資源物保管等事業場の定義・分類について	1
2. 調査結果.....	3
2.1 事業場の件数.....	3
2.1.1 有害使用済機器保管等事業場.....	3
(1) 有害使用済機器保管等事業場の件数.....	3
(2) 有害使用済機器保管等事業場として届出するよう指導中の事業場数.....	4
(3) 有害使用済機器保管等事業場の地方別の内訳	5
2.1.2 再生資源物保管等事業場.....	6
(1) 自治体による再生資源物保管等事業場の把握状況.....	6
(2) 再生資源物保管等事業場の件数	9
(3) 再生資源物保管等事業場の屋内/屋外の別.....	11
(4) 再生資源物保管等事業場数の変動状況	12
2.2 再生資源物の保管等の実態.....	15
2.2.1 再生資源物の内容	15
2.2.2 規制対象にする必要があると考えられる再生資源物.....	19
2.2.3 再生資源物の流通経路.....	22
(1) 流通経路の把握状況.....	22
(2) 流通経路.....	24
2.3 生活環境保全上の支障の発生状況.....	28
2.3.1 有害使用済機器保管等事業場.....	28
2.3.2 再生資源物保管等事業場.....	29
(1) 生活環境保全上の支障の把握状況.....	29
(2) 生活環境保全上の支障の発生状況.....	31
2.3.3 重大な生活環境保全上の支障.....	33
(1) 支障の件数	33
(2) 重大な支障の概要	34
2.3.4 生活環境保全上の支障とその原因となる再生資源物.....	40
2.3.5 再生資源物のなかで特に取扱いに注意が必要なもの	41
(1) 使用済鉛蓄電池	41

(2)	使用済みリチウムイオン電池	41
(3)	使用済み家庭用エアコン・業務用エアコン	42
	【特記事項】ヤード業者における焼却・野焼きについて	43
3.	再生資源物保管等事業場の規制のあり方について	44
3.1	再生資源物保管等事業場に関する条例の制定状況	44
3.1.1	条例を制定している自治体への設問	47
(1)	条例制定の経緯・背景	47
(2)	条例に係る業務に携わる職員数	47
3.1.2	条例を制定していない自治体への設問	48
(1)	条例制定の必要性	48
(2)	市町村からの条例制定の要望	49
(3)	今後の条例制定の予定	49
3.2	現行の「有害使用済み機器保管等届出制度」についての意見	50
3.2.1	現行の届出制度の問題点	50
(1)	現行の届出制度に不十分な点があるか	50
(2)	現行制度において不十分だと思われる点	50
3.2.2	届出制度と家電リサイクル法の連携における課題	52
3.2.3	届出制度とフロン排出抑制法の連携における課題	55
3.3	再生資源物保管等事業場の規制のあり方について	57
3.3.1	国レベルの法規制の必要性	57
(1)	国レベルの法規制と条例のどちらが望ましいか	57
(2)	国レベルの法規制が望ましい理由	58
3.3.2	許可制の導入について	59
(1)	許可制と届出制のどちらが望ましいか	59
(2)	許可制を導入した方がよいと考える理由	59
(3)	届出制のままでもよいと考える理由	61
(4)	許可制となった場合に必要な準備期間	62
(5)	許可制の導入に当たっての懸念事項等	62
3.3.3	規制対象品目の拡大について	65
(1)	規制対象品目を拡大すべきか	65
(2)	規制対象品目を拡大した方がよいと考える理由	65
(3)	規制対象品目をどのように拡大すべきか	66
3.3.4	保管基準・処分基準の必要性	66

(1) 保管基準・処分基準を設けるべきか.....	66
(2) どのような保管基準・処分基準が必要か.....	67
3.3.5 再生資源物保管等事業場の規制のあり方についての意見.....	69
4. まとめ.....	72
4.1 有害使用済機器保管等事業場について.....	72
4.2 再生資源物保管等事業場について.....	72
4.3 現行の届出制度について.....	74
4.4 再生資源物保管等事業場の規制のあり方について.....	75
4.5 法令についての要望等.....	76
4.6 総括.....	77
【参考】都道府県・政令市別の有害使用済機器保管等事業場数及び再生資源物保管等事業場数.....	78

1. 調査の概要

1.1 背景・目的

平成 29 年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下、「廃掃法」という。）の改正により、有害使用済機器保管等届出制度（以下、「届出制度」という。）が創設され、当該機器の保管又は処分を業として行う場合には届出が義務付けられた。しかしながら、一部地域において、届出制度の対象外である金属スクラップ等の不適正な保管や処理に起因する騒音や悪臭、公共水域や土壌の汚染、火災の発生等が報告されている。

こうした生活環境保全上の支障が生じている再生資源物保管等事業場の実態を把握し、現行規制に対する見直しを検討するため、全国の自治体に向けて調査を行った。

1.2 調査概要

(1) 調査対象自治体：

都道府県(47)、政令市* (82) …計 129 自治体 (* 廃掃法上の政令市)

【回答率：100%】

(2) 集計対象期間：

令和 6 年 10 月 1 日～令和 7 年 9 月 30 日

(3) 調査期間：

令和 7 年 10 月 21 日～令和 7 年 11 月 17 日

(4) 調査項目：

- ・有害使用済機器保管等事業場及び再生資源物事業場の件数
- ・再生資源物の保管等の実態（保管物、流通経路等）
- ・生活環境保全上の支障の把握状況・発生状況
- ・現行の有害使用済機器保管等届出制度に対する意見
- ・再生資源物保管等事業場の規制に関する要望等

注) 従来の「有害使用済機器等の取扱いに関する実態調査」では、有害使用済機器保管等事業場の状況を中心に確認を行っていたが、上記の目的のため、令和 6 年度の調査から調査対象を拡大し、幅広い種類の再生資源物の保管等事業場について確認を行っている。自治体への調査票配布時には、従来調査からの調査対象の拡大・変更について理解を得るため、「「ヤード」における雑品スクラップ等の取扱いに関する実態調査」という件名で依頼を行った。

1.3 本調査における再生資源物保管等事業場の定義・分類について

今回の調査では、暫定的に再生資源物の種類を次ページのように定義し、全国の種類別の再生資源物保管等事業場の数を確認した。

【本調査における用語の定義】

■ 有害使用済機器：

使用を終了し、収集された機器のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ適正でない保管や処分が行われた場合に人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもので、政令で定められた家電4品目及び小型家電28品目の計32品目（廃棄物を除く）。

■ 有害使用済機器保管等事業場：

有害使用済機器の保管や処分を行う事業場。

■ 再生資源物：（暫定的な整理）

「自動車スクラップ」、「金属スクラップ」、「雑品スクラップ」、「プラスチックスクラップ」、「その他の再生資源物」などの有価の資源物全般（廃棄物及び有害使用済機器を除く）。

・自動車スクラップの例

使用済自動車、ハーフカット車等に加えて、これらから回収した自動車部品等。（自動車リサイクル法に基づく許可事業者等が取り扱うものを除く。）

・金属スクラップの例

ビルの梁や柱等で使用されたH鋼、戸建住宅で使用された窓枠、製品の製造工程で発生した切り粉などの金属単体の資源。鉄、アルミ、銅、ステンレス、その他の金属のくず。

・雑品スクラップの例

金属、プラスチック等を素材とする業務用機器類や使用済電気電子機器等が雑多なものと混ぜられたスクラップ。部品となったもの、分解、破碎、圧縮等の処理がされたものを含む。

・プラスチックスクラップの例

樹脂製品の製造工程で発生した端材、市場から回収された使用済みの樹脂製品、使用済みペットボトル、戸建住宅の排水設備として使用された塩ビ管など、再生加工されるプラスチック単体の資源。

・その他の再生資源物の例

木製、ゴム製、ガラス・コンクリート・陶磁器製、古紙・紙製、汚泥状、食品由来残渣等の資源物。

■ 再生資源物保管等事業場：

再生資源物の保管や処分を行う事業場。

※本調査では、敷地面積が100m²以上で、屋外又は屋内で保管を行う事業場を対象とした。

※ただし、保管敷地面積が100m²未満の保管施設であっても、生活環境保全上の支障が生じている事例については、例外的に調査対象に含めた。

2. 調査結果

本調査では、現行の届出制度に基づく有害使用済機器保管等事業場に加えて、有害使用済機器以外の再生資源物の保管等事業場について確認を行った。以下にそれぞれの事業場の件数、再生資源物の流通経路、生活環境保全上の支障の発生状況などの調査結果を示す。

注) 現行制度では、自治体が管内の再生資源物保管等事業場を把握・指導する法的根拠はないため、本調査で判明した事業場の件数は、現時点で自治体が把握している範囲の件数であり、国内の再生資源物保管等事業場の全事業場数ではない。また、再生資源物保管等事業場に関わる生活環境保全上の支障の件数や流通経路等についても、同様に現時点で自治体が把握している範囲の情報である。

2.1 事業場の件数

2.1.1 有害使用済機器保管等事業場

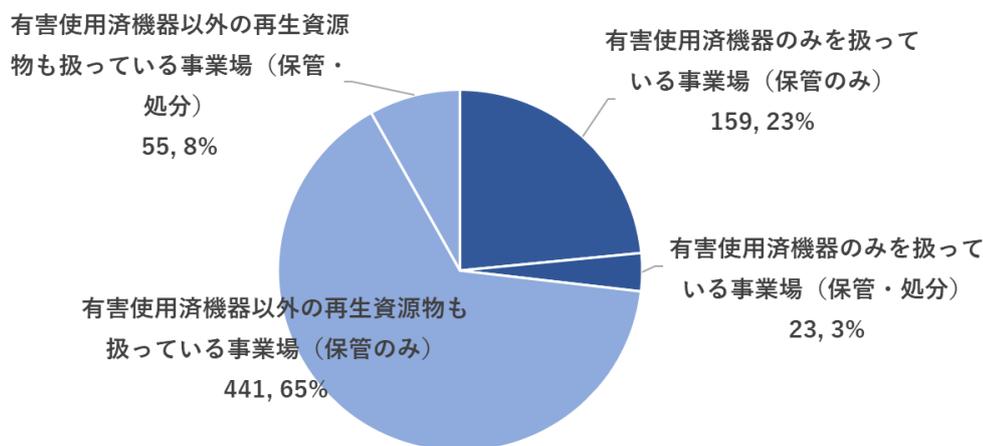
(1) 有害使用済機器保管等事業場の件数

現行の届出制度に基づく有害使用済機器保管等事業場の件数を下記に示す。令和7年9月末時点の届出件数は計678件で、うち88%が「保管のみ」を行う事業場であった。

また、令和7年度の調査から新たに、「有害使用済機器のみを扱っている事業場」と「有害使用済機器以外の再生資源物も扱っている事業場」に分けて確認を行った結果、有害使用済機器保管等事業場の73%は、有害使用済機器以外の再生資源物も扱っていることが分かった。

表1 有害使用済機器保管等事業場の件数（令和7年9月末時点）

	保管のみ		保管・処分		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
有害使用済機器保管等事業場	600件	88%	78件	12%	678件	100%
有害使用済機器のみを扱っている事業場	159件	23%	23件	3%	182件	27%
有害使用済機器以外の再生資源物も扱っている事業場	441件	65%	55件	8%	496件	73%



グラフ1 有害使用済機器保管等事業場の内訳
(令和7年9月末時点)

【届出件数の推移】

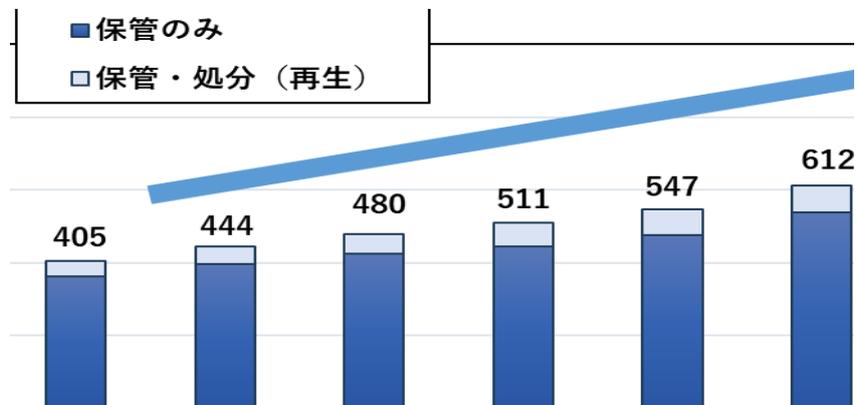
有害使用済機器保管等事業場の届出件数の推移は下記のとおりであり、届出制度開始以来、一貫して増加傾向にある。

表 2 有害使用済機器保管等事業場の件数の推移

[単位：件]

事業区分	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
保管のみ	363	396	425	444	477	537	600
保管・処分（再生）	42	48	55	67	70	75	78
合計	405	444	480	511	547	612	678

(※各年度の9月末時点の件数)



グラフ 2 有害使用済機器保管等事業場の届出件数の推移

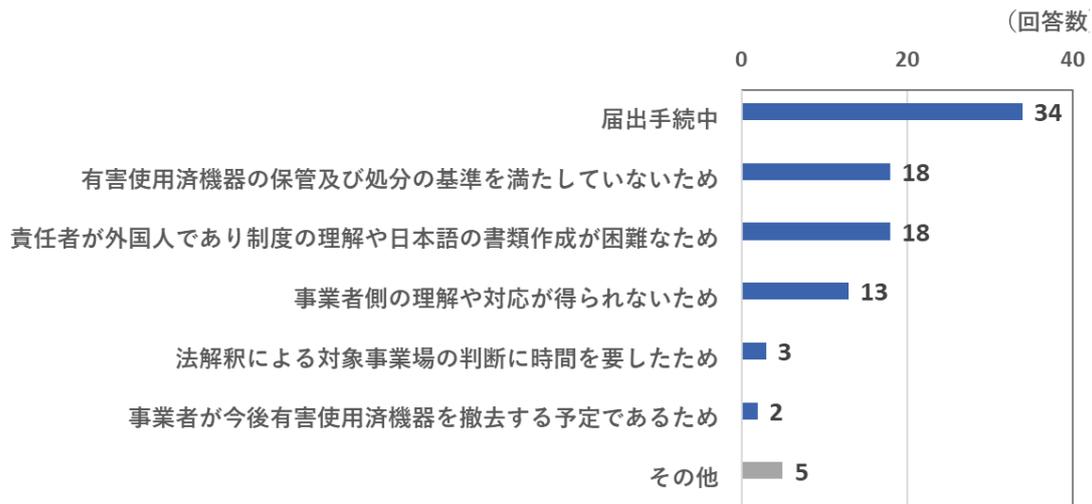
(2) 有害使用済機器保管等事業場として届出するよう指導中の事業場数

有害使用済機器保管等事業場の要件に該当しているものの、必要な届出手続等が完了しておらず指導中の事業場も 140 件存在している。

表 3 有害使用済機器保管等事業場として届出するよう指導中の事業場

	保管のみ	保管・処分	合計	割合
届出するよう指導中の事業場	130件	10件	140件	100%
有害使用済機器のみを扱っている事業場	15件	0件	15件	11%
有害使用済機器以外の再生資源物も扱っている事業場	115件	10件	125件	89%

届出が完了していない理由としては、「届出手続中であるため」という回答が最も多かったが、2番目に多い理由として、「有害使用済機器を取扱っているものの、保管基準や処分基準を満たしていないため指導中である」という回答や、「責任者が外国人であり制度の理解や日本語での書類作成が困難である」という回答が挙げられた。



グラフ 3 届出が完了していない理由

[回答自治体数：37、複数回答あり]

その他の具体的な内容

- ・施設内で火災事故が発生し、対応中であるため
- ・法令違反の疑いがあり調査中のため（廃掃法、フロン排出抑制法等）、等

(3) 有害使用済機器保管等事業場の地方別の内訳

有害使用済機器保管等事業場の地方別の分布状況を見ると、関東地方に最も多く存在しており、全体の41%を占めている。

表 4 有害使用済機器保管等事業場数の地方別の内訳（令和7年9月末時点）

	保管のみ	保管・処分	合計	割合
有害使用済機器保管等事業場	600件	78件	678件	100%
北海道地方	3件	0件	3件	0%
東北地方	92件	6件	98件	15%
関東地方	244件	33件	277件	41%
中部地方	63件	6件	69件	10%
近畿地方	103件	13件	116件	17%
中国地方	62件	8件	70件	10%
四国地方	12件	5件	17件	3%
九州地方	21件	7件	28件	4%

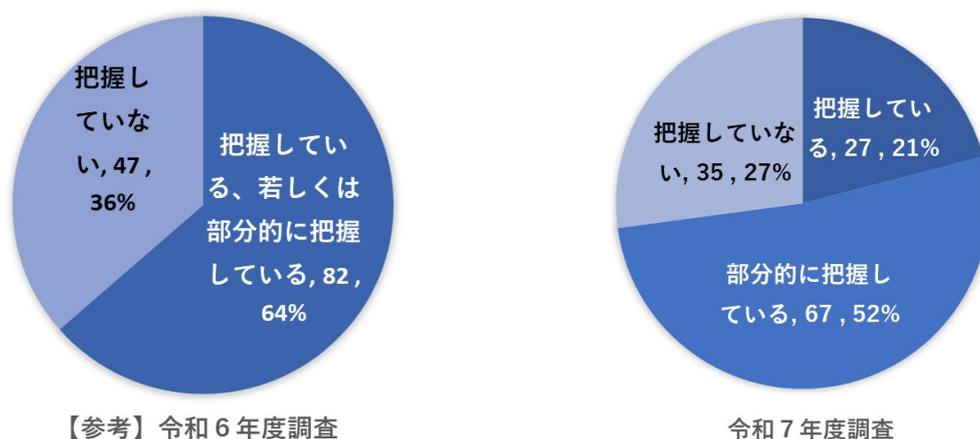
2.1.2 再生資源物保管等事業場

(1) 自治体による再生資源物保管等事業場の把握状況

令和6年度に引き続き、有害使用済機器以外の再生資源物の保管等事業場について調査を行い、各自治体に現時点での管内の再生資源物保管等事業場の把握状況を確認した。

表5 自治体による管内の再生資源物保管等事業場の把握状況

再生資源物保管等事業場の把握状況	都道府県		政令市		合計	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
把握している	13	28%	14	17%	27	21%
部分的に把握している	33	70%	34	41%	67	52%
把握していない	1	2%	34	41%	35	27%
合計	47	100%	82	100%	129	100%



グラフ4 管内の再生資源物保管等事業場の把握状況

令和6年度の調査と比較すると、自治体による再生資源物保管等事業場の把握が進んでいることが分かった（9ポイント増加）。一方で、「把握していない」と回答した自治体も、依然として27%存在している。

- ▶ 令和6年度調査：「把握している、又は部分的に把握している」・・・ 64%
- ▶ 令和7年度調査：「把握している」と「部分的に把握している」の合計・・・ 73%

地方別の再生資源物保管等事業場の把握状況を次ページに示す。地方によって把握状況に差が生じており、関東地方で最も把握が進んでいる。

表6 地方別の再生資源物保管等事業場の把握状況

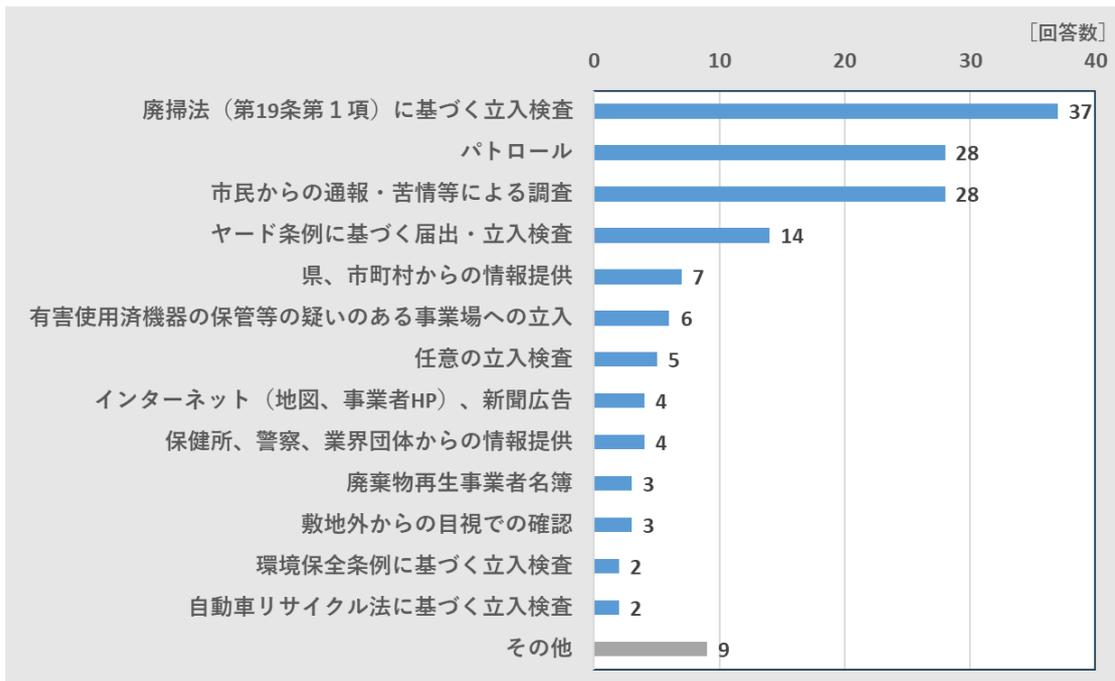
	自治体数（都道府県＋政令市）		
	回答数	割合	
北海道地方	4		
把握している	1	25%	50%
部分的に把握している	1	25%	
把握していない	2	50%	
東北地方	15		
把握している	2	13%	60%
部分的に把握している	7	47%	
把握していない	6	40%	
関東地方	30		
把握している	12	40%	87%
部分的に把握している	14	47%	
把握していない	4	13%	
中部地方	18		
把握している	3	17%	83%
部分的に把握している	12	67%	
把握していない	3	17%	
近畿地方	24		
把握している	1	4%	67%
部分的に把握している	15	63%	
把握していない	8	33%	
中国地方	13		
把握している	5	38%	77%
部分的に把握している	5	38%	
把握していない	3	23%	
四国地方	7		
把握している	2	29%	71%
部分的に把握している	3	43%	
把握していない	2	29%	
九州地方	18		
把握している	1	6%	61%
部分的に把握している	10	56%	
把握していない	7	39%	
合計	129		
把握している	27	21%	73%
部分的に把握している	67	52%	
把握していない	35	27%	

【再生資源物保管等事業場の把握方法など】

令和7年度調査では、再生資源物保管等事業場を把握した方法や、把握していない場合の理由についても確認を行った（グラフ5、グラフ6）。

再生資源物保管等事業場を把握した方法・きっかけは、「廃掃法（第19条第1項）に基づく立入検査」が最も多く、次いで、「管内のパトロール」や「市民からの通報・苦情等による調査」が多かった。把握していない理由としては、「再生資源物保管等事業場が廃掃法等の規制の対象外であり、調査権限がないため」という理由が最も多かった。

● 「把握している」又は「部分的に把握している」場合の把握方法

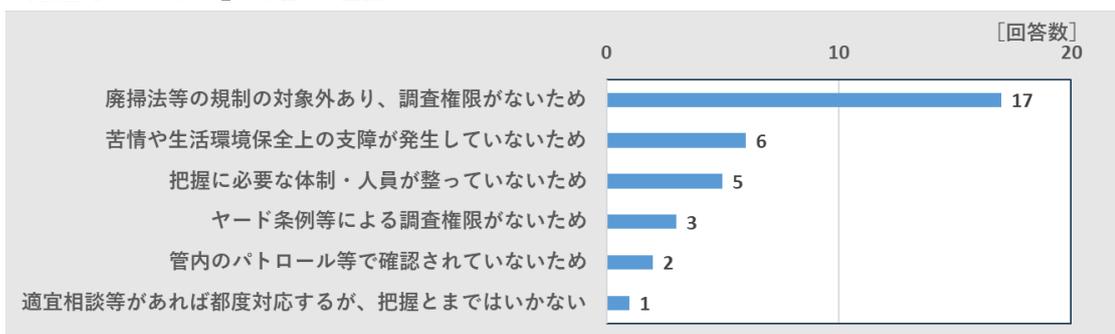


グラフ5 再生資源物保管等事業場の把握方法

その他の具体的な内容

公害防止条例、浄化槽法、大気汚染防止法、湾施設管理条例に基づく立入検査、火災発生時の通報、循環規発第1907181号の通知による立入検査、仕入れ元業者からの情報提供、使用済家電製品の不用品回収業者に係る実態調査、事業場利用者からの利用状況報告書提出

● 「把握していない」場合の理由



グラフ6 再生資源物保管等事業場を把握していない理由

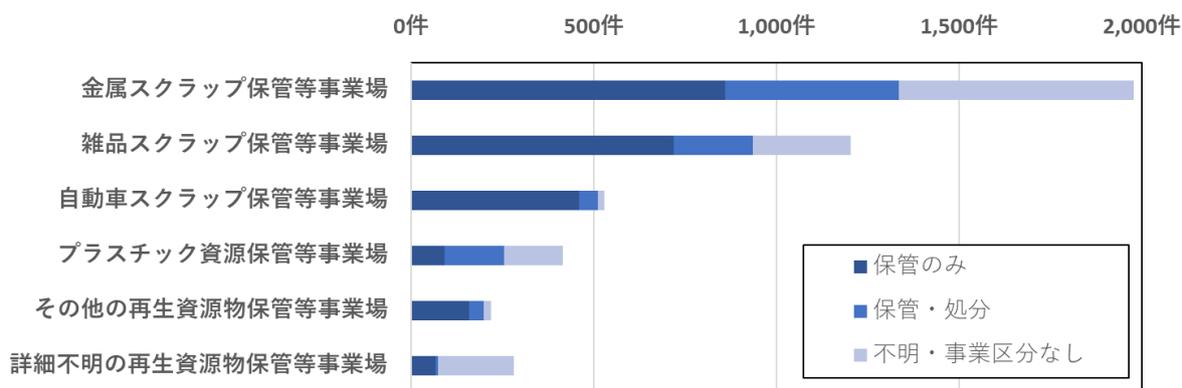
(2) 再生資源物保管等事業場の件数

今回の調査で確認された再生資源物保管等事業場の件数及び種類別・事業区分別の内訳を下記に示す。

表 7 再生資源物保管等事業場の件数（種類別・事業区分別）

[令和7年9月末時点、回答自治体数：94自治体]

事業場の分類（主な保管物）	保管のみ	保管・処分	不明・事業区分なし	合計	割合
再生資源物保管等事業場	2,353件	953件	1,319件	4,625件	100%
金属スクラップ保管等事業場	860件	475件	643件	1,978件	43%
雑品スクラップ保管等事業場	718件	218件	268件	1,204件	26%
自動車スクラップ保管等事業場	459件	53件	17件	529件	11%
プラスチック資源保管等事業場	92件	161件	162件	415件	9%
その他の再生資源物保管等事業場	157件	41件	20件	218件	5%
詳細不明の再生資源物保管等事業場	67件	5件	209件	281件	6%



グラフ 7 再生資源物保管等事業場の件数（種類別・事業区分別）

[令和7年9月末時点、回答自治体数：94自治体]

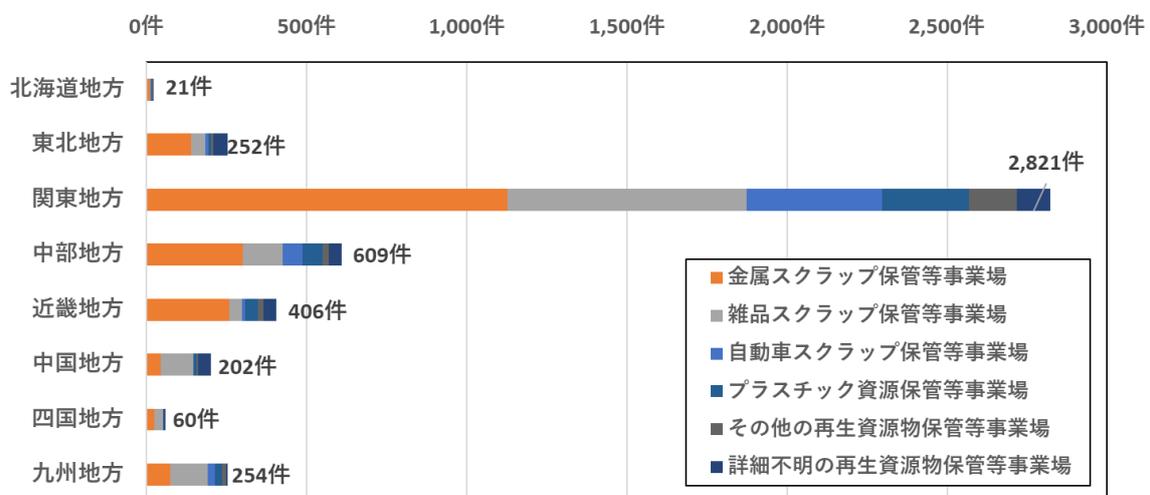
- ※ 上記の件数は、現時点で自治体が把握している事業場数であり、国内の全事業場数ではない。
- ※ 実際の再生資源物保管等事業場は、複数の品目を扱うなど多様な事業形態の事業者が存在していると推測され、保管物もその時々で変動するとされているが、本調査では各自治体の判断で代表的な保管物から事業場の種類を分類している。
- ※ 主な保管物が特定できない再生資源物保管等事業場については、「詳細不明の再生資源物保管等事業場」に計上した。また、事業区分が不明の事業場については、「不明・事業区分なし」の欄に計上している。

表 8 再生資源物保管等事業場の件数（地方別・事業区分別）

	保管のみ	保管・ 処分(再生)	不明・事業 区分なし	合計	割合
北海道地方	3件	13件	5件	21件	1%
東北地方	80件	30件	142件	252件	5%
関東地方	1,433件	508件	880件	2,821件	61%
中部地方	404件	140件	65件	609件	13%
近畿地方	120件	163件	123件	406件	9%
中国地方	141件	20件	41件	202件	4%
四国地方	44件	7件	9件	60件	1%
九州地方	128件	72件	54件	254件	6%
合計	2,353件	953件	1,319件	4,625件	100%

表 9 再生資源物保管等事業場の件数（地方別・種類別）

	金属スク ラップ保管 等事業場	雑品スク ラップ保管 等事業場	自動車スク ラップ保管 等事業場	プラスチッ ク資源保管 等事業場	その他の再 生資源物保 管等事業場	詳細不明の再 生資源物保 管等事業場
北海道地方	9件	3件	1件	2件	5件	1件
東北地方	138件	45件	10件	9件	7件	43件
関東地方	1,128件	746件	424件	269件	151件	103件
中部地方	301件	125件	61件	62件	20件	40件
近畿地方	259件	40件	9件	40件	16件	42件
中国地方	44件	102件	1件	9件	5件	41件
四国地方	25件	27件	0件	2件	0件	6件
九州地方	74件	116件	23件	22件	14件	5件
合計	1,978件	1,204件	529件	415件	218件	281件



グラフ 8 再生資源物保管等事業場の件数（地方別・種類別）

【総数】

令和7年度の調査で把握された再生資源物保管等事業場の件数は4,625件で、令和6年度の調査で把握された件数(3,260件)と比較して1,365件(42%)増加した。

【種類別の内訳】

種類別にみると、昨年同様、「金属スクラップ保管等事業場」(43%)が最も多く、次いで「雑品スクラップ保管等事業場」(26%)が多く確認された。

また、令和6年度は、事業区分や保管物等の詳細が不明の再生資源物保管等事業場が30%を占めていたが、令和7年度の調査では「詳細不明の再生資源物保管等事業場」は6%と少なく、令和6年度と比べて自治体による再生資源物保管等事業場の把握が進んでいることが確認できた。

【地方別の内訳】

再生資源物保管等事業場の地方別の分布を見ると、昨年と同様に関東地方に最も多く存在しており、把握された再生資源物保管等事業場の約61%を占めている(p10、グラフ8)。

ただし、再生資源物保管等事業場の把握状況は地方によって差があるため(p7、表6)、把握割合の低い地域には、より多くの再生資源物保管等事業場が存在している可能性がある。

(3) 再生資源物保管等事業場の屋内/屋外の別

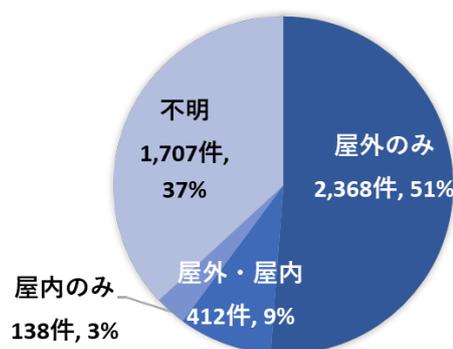
再生資源物保管等事業場の屋内と屋外の別について確認したところ、判明しているものの大半は「屋外」の事業場であり(51%)、再生資源物を扱う事業者の多くが最小限の設備投資で事業を行っていることが分かった。このため、保管されている資源物の飛散・流出や、風雨や紫外線による劣化が起こりやすく、周辺環境への影響が生じやすい状況である。

一方で、屋内と屋外の両方の保管場を持つ事業者や、屋内の保管場で営業している事業者も少数存在している(計12%)。

表10 再生資源物保管等事業場の屋内/屋外の別

[回答自治体数：94自治体]

	屋外のみ	屋外・屋内	屋内のみ	不明	合計
再生資源物保管等事業場の形態	2,368件	412件	138件	1,707件	4,625件
	51%	9%	3%	37%	100%



グラフ9 再生資源物保管等事業場の屋内/屋外の別

(4) 再生資源物保管等事業場数の変動状況

a) 再生資源物保管等事業場（自動車スクラップ保管等事業場以外の事業場）

令和6年10月1日から令和7年9月30日の1年間での、管内の再生資源物保管等事業場数の変動について確認を行った。

表 11 管内の再生資源物保管等事業場数の過去1年間での変動

[回答自治体数：94自治体]

事業場の件数の変動	回答数	割合*
増加している	38	40%
変わらない	22	23%
減少している	6	6%
把握していない	28	30%
合計	94	100%

*回答自治体における割合

一部の自治体（38自治体、回答自治体の40%）では、再生資源物保管等事業場の増加を把握していることが分かった。（北海道地方：1県、東北地方：3県、関東地方：7県5市、中部地方：6県3市、近畿地方：1県2市、中国地方：2県2市、四国地方：1県、九州地方：4県1市）

反対に、再生資源物保管等事業場が「減少している」と回答した自治体は6自治体で、そのうちの5自治体は、独自にヤード条例を制定している自治体や、県のヤード条例の適用範囲にある政令市であった。（東北地方：1県、関東地方：2県2市、九州地方：1市）

【再生資源物保管等事業場の増加の要因】

再生資源物保管等事業場の数が「増加している」と回答した38自治体に対して、増加した背景として考えられる要因について確認したところ、37の自治体から以下のような回答が得られた。

表 12 再生資源物保管等事業場の増加の要因

[回答自治体数：37自治体、複数回答あり]

事業場の件数の増加要因	回答自治体数
外国籍の事業者の進出	26
スクラップ価格の高騰	14
近隣自治体でのヤード規制条例の制定	3
周辺諸国の再生資源物輸入規制	1
その他	12

「その他」の主な内容

- ・違法な不用品回収業者や遺品整理業者等の増加
- ・既存事業者の事業拡大（事業場の増加）
- ・再生資源物保管等事業場を規制する条例が無く、廃掃法による指導も困難なため。
- ・令和6年度調査では把握できていなかった事業場が、住民からの通報等により新たに把握された。
- ・ヤード条例の施行により、新たに把握された。

「外国籍の事業者」の国籍（括弧内の数字は回答自治体数）

中国（24）、パキスタン（2）、ベトナム（1）、スリランカ（1）、イラン（1）

増加の要因としては、「外国籍の事業者の進出」を挙げる声が多く（26/37自治体）、次いで「スクラップ価格の高騰」という回答が多かった（14/37自治体）。また、外国籍の事業者の国籍としては、令和6年度調査と同様、中国が最も多かった。

b) 自動車スクラップ保管等事業場

令和6年10月1日から令和7年9月30日の1年間での、自動車スクラップ保管等事業場数の変動について確認を行った。

表13 管内の自動車スクラップ保管等事業場数の過去1年間での変動

事業場の件数の変動	回答自治体数	割合
増加している	7	7%
減少している	0	0%
変わらない	26	28%
把握していない	61	65%
合計	94	100%

回答自治体の65%は「把握していない」と回答しており、金属スクラップや雑品スクラップの事業場と比べて把握している自治体が少なかった。

【自動車スクラップ保管等事業場の増加の要因】

自動車スクラップ保管等事業場の数が「増加している」と回答した自治体に対して、増加した背景として考えられる要因について確認したところ、他の再生資源物保管等事業場の増加要因と同様、「外国籍の事業者の進出」を挙げる回答が最も多かった。

表 14 自動車スクラップ保管等事業場の増加の要因

[回答自治体数：7自治体、複数回答あり]

事業場の件数の増加要因	回答自治体数
外国籍の事業者の進出	6
日本の中古車の需要	1
日本の中古車の部品の需要	1
スクラップ価格の高騰	1
近隣自治体での自動車ヤード規制条例の制定	0
その他	2

「外国籍の事業者」の国籍（括弧内の数字は回答自治体数）

パキスタン（3）、アフガニスタン（2）、スリランカ（2）、中国（1）、モンゴル（1）

2.2 再生資源物の保管等の実態

2.2.1 再生資源物の内容

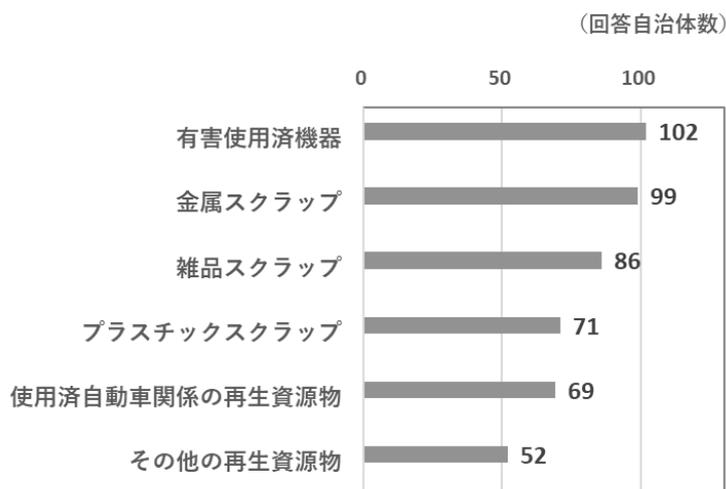
有害使用済機器保管等事業場及び再生資源物保管等事業場内に保管されている再生資源物について確認したところ、下記の物品が挙げられた。

注) 表 15 (p15) ~表 20 (p18) は、自治体担当者が管内の事業場で保管されていることを確認した有害使用済機器や再生資源物の集計結果であり、各品目の保管量の多さを示すものではない。

表 15 再生資源物の分類別の保管状況

[複数回答あり]

再生資源物の分類	回答自治体数
有害使用済機器	102
金属スクラップ	99
雑品スクラップ	86
プラスチックスクラップ	71
使用済自動車関係の再生資源物	69
その他の再生資源物	52



グラフ 10 再生資源物の分類別の保管状況

[複数回答あり]

表 16 有害使用済機器の品目別保管状況（複数回答あり）

再生資源物の品目	回答自治体数
有害使用済機器	102
ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具	80
扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具	80
パーソナルコンピューター	79
プリンターその他の印刷装置	77
エアコン（室内機、室外機）	76
ディスプレイ	72
電気アイロン、電気掃除機	67
デジタルオーディオプレーヤー・ステレオセット	65
電気こたつ・電気ストーブ	65
電動ミシン	64
冷蔵庫・冷凍庫	63
洗濯機・衣類乾燥機	62
デジタルカメラ・ビデオカメラ・DVDレコーダー	62
電気グラインダー・ドリル	61
テレビ	59
ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具	59
電話機・ファクシミリ	58
磁気ディスク装置・光ディスク装置	57
携帯電話端末・PHS・スマートフォン	56
電気芝刈り機その他の園芸用電気機械器具	56
蛍光灯器具その他の電気照明器具	55
ラジオ	52
ヘアドライヤー、電気かみそり等	51
電子楽器及び電気楽器	49
電気マッサージ器	47
電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具	46
電子時計及び電気時計	46
ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具	44
ランニングマシンその他の運動用電気機械器具	44
フィルムカメラ	42
電子書籍端末	38
電動式吸入器その他の医療用電気機械器具	37

表 17 金属スクラップの品目別保管状況（複数回答あり）

再生資源物の品目	回答自治体数
金属スクラップ	99
鉄スクラップ	92
銅スクラップ（被覆銅線含む）	88
アルミスクラップ	87
ステンレススクラップ	82
その他の金属スクラップ*	16

表 18 雑品スクラップの品目別保管状況（複数回答あり）

再生資源物の品目	回答自治体数
雑品スクラップ	86
鉛蓄電池	60
基盤類	55
給湯器	53
業務用エアコン（スポットエアコン、室内機、室外機）	53
モーター（電動機）	52
業務用冷蔵冷凍機（室内機、室外機）	43
OA機器（コピー複合機、シュレッダー等）	38
コンロ	34
トランス（変圧器）	32
コンプレッサー（空気圧縮機）	30
ラジエーター（熱交換器）	30
一斗缶	30
配電盤	29
コンデンサー（蓄電器）	25
リチウムイオン電池（単体）	19
ガスメーター	16
リチウムイオン電池内蔵品*	12
無停電電源装置（UPS）	12
パチンコ台	11
太陽光パネル	10
自動販売機	9
ウォーターサーバー	9
医療機器**	4
製氷機	4
その他の雑品スクラップ***	18

* 「リチウムイオン電池内蔵品」の具体例（カッコ内の数字は回答自治体数）

ノートパソコン（3）、バッテリー（3）、携帯扇風機（2）、電動工具（2）、コードレス家電、デジカメ、携帯電話、小型家電、掃除機、太陽光発電パワーユニット用電池単体

** 「医療機器」の具体例

透析用機器、MRI、AED、分析機器

*** 「その他の雑品スクラップ」の具体例

電線（5）、家具（2）、農業用器具（2）、空き缶（2）、ガスヒートポンプ、コイル、ドラム缶、ボイラー、給油タンク、金属バット、自動販売機、水筒、炊飯器、精算機、石油ストーブ、扇風機、電気メーター、電子レンジ、鍋等の食器類、配管、家電類の破碎くず、アルミの粉

表 19 使用済自動車関係の再生資源物の品目別保管状況（複数回答あり）

再生資源物の品目	回答自治体数
使用済自動車関係の再生資源物	69
農機具	51
自転車	50
タイヤ・車輪	50
二輪車（バイク、オートバイ）	34
自動車から取り出された部品*	30
四輪自動車	28
ハーフカット車	12
大型特殊自動車及び小型特殊自動車	10
その他の車両（林業機器、スノーモービル等）	10

*自動車から取り出された部品の具体例

バッテリー（17）、鉛蓄電池（2）、エンジン（15）、バンパー（8）、ドア（7）、トランスミッション（2）、シャーシ（2）、タイヤ（2）、シート、タンクローリーのタンク部分、ダンパー、フレーム、フェンダーステアリングユニット、ボンネット、マフラー、ミラー、モーター、ラジエーター、ランプ、原動機、車両付属金属類、足回り、電装品、配管、配線

表 20 その他の再生資源物の保管状況（複数回答あり）

再生資源物の品目	回答自治体数
その他の再生資源物	52
ガラス・コンクリート・陶磁器製の資源物	38
木製の資源物	24
古紙・紙製の資源物	18
ゴム製の資源物	15
その他の再生資源物*	9
食品由来の有機性資源物	3
汚泥状の資源物	2

*その他の再生資源物の具体例

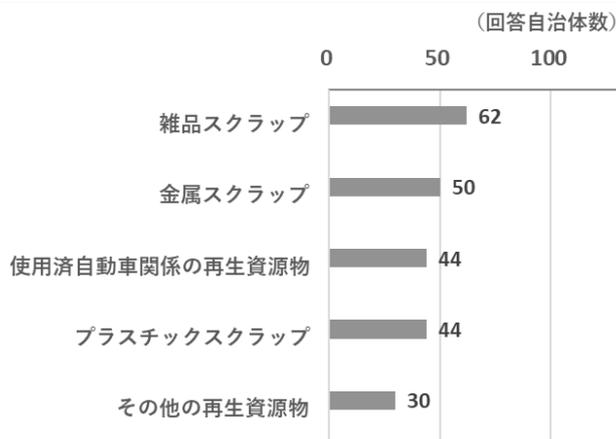
布類（2）、がれき類の資源物（再生砕石）、供養済みの墓石、チップ化されたプラスチック、家畜の排せつ物、肥料・肥料原料(畜産業を営む者が行う保管を除く)、生活雑貨、陶器製の食器、日用品

2.2.2 規制対象にする必要があると考えられる再生資源物

再生資源物のうち、規制対象にする必要があると考えられるものについて自治体の意見を確認したところ、以下のような回答が得られた。

表 21 規制対象にする必要があると考えられる再生資源物の分類
[複数回答あり]

再生資源物の分類	回答自治体数
雑品スクラップ	62
金属スクラップ	50
使用済自動車関係の再生資源物	44
プラスチックスクラップ	44
その他の再生資源物	30



グラフ 11 規制対象にする必要があると考えられる再生資源物の分類
[複数回答あり]

事業場の数としては、「金属スクラップ保管等事業場」が最も多く確認されているが（p9、グラフ 7）、規制の必要性という点では、「雑品スクラップ」を規制対象とすべきと考える自治体が多いことが分かった。

表 22 雑品スクラップの中で規制対象にする必要があると考えられるもの（複数回答あり）

再生資源物の品目	回答自治体数
雑品スクラップ	62
鉛蓄電池	47
リチウムイオン電池（単体）	35
業務用エアコン（スポットエアコン、室内機、室外機）	34
給湯器	33
業務用冷蔵冷凍機（室内機、室外機）	31
モーター（電動機）	30
リチウムイオン電池内蔵品*	29
基盤類	29
太陽光パネル	28
OA機器（コピー複合機、シュレッダー等）	27
トランス（変圧器）	26
配電盤	25
コンプレッサー（空気圧縮機）	25
コンデンサー（蓄電器）	25
コンロ	25
ラジエーター（熱交換器）	24
ウォーターサーバー	24
無停電電源装置（UPS）	23
自動販売機	23
パチンコ台	23
ガスメーター	22
製氷機	19
医療機器**	17
一斗缶	17
その他の雑品スクラップ***	12

* 「リチウムイオン電池内蔵品」の具体例

モバイルバッテリー（5）、コードレス家電（掃除機等）（2）、電動工具（2）、デジカメ、パソコン、携帯電話、小型扇風機、電子タバコ、基盤内の補助電池、リチウムイオン電池の取り外しができないもの

** 「医療機器」の具体例

分析機器、電動マッサージ機、フロン類使用のおそれがあるもの

*** 「その他の雑品スクラップ」の具体例

種類を絞らず金属又はプラスチック類以外の物等として広く規制対象とすべき（2）、電池類、コイル、ガスヒートポンプ、電気メーター、配管、精算機、家具、フロン類及びPCB使用のおそれがあるもの、鉛蓄電池内から取り出された鉛含有粉体

表 23 金属スクラップの中で規制対象にする必要があると考えられるもの（複数回答あり）

再生資源物の品目	回答自治体数
金属スクラップ	50
鉄スクラップ	45
アルミスクラップ	44
銅スクラップ（被覆銅線含む）	43
ステンレススクラップ	43
その他の金属スクラップ	8

「その他の金属スクラップ」の具体例

真鍮（4）、鉛（2）、種類を絞らず金属全般として広く規制対象とすべき（2）、亜鉛、金属として有害なもの、油が付着した金属、工場などで使用されていた大型機械、はんだ等の合金、非鉄金属一般、アルミ缶、スチール缶

表 24 使用済自動車関係の再生資源物の中で規制対象にする必要があると考えられるもの（複数回答あり）

再生資源物の品目	回答自治体数
使用済自動車関係の再生資源物	44
タイヤ・車輪	33
農機具	29
二輪車（バイク、オートバイ）	25
四輪自動車	21
ハーフカット車	21
自転車	20
大型特殊自動車及び小型特殊自動車	20
その他の車両（林業機器、スノーモービル等）	18
自動車から取り出された部品	17

「自動車から取り出された部品」の具体例

バッテリー（8）、鉛蓄電池（2）、エンジン（5）、自動車の主なパーツ全て（2）、トランスミッション（2）、オイル等が付着する部品、ドア、フェンダー、ラジエーター、車両付属金属、配線

表 25 その他の再生資源物の中で規制対象にする必要があると考えられるもの
(複数回答あり)

再生資源物の品目	回答自治体数
その他の再生資源物	30
ガラス・コンクリート・陶磁器製の資源物	20
木製の資源物	19
食品由来の有機性資源物	16
汚泥状の資源物	15
ゴム製の資源物	15
古紙・紙製の資源物	13
その他の再生資源物	4

「その他の再生資源物」の具体例

廃油を含む資源物

2.2.3 再生資源物の流通経路

(1) 流通経路の把握状況

再生資源物保管等事業場で収集される再生資源物の流通経路(仕入元・搬出先)の把握状況について自治体に確認を行ったところ、下記の回答が得られた。

表 26 再生資源物保管等事業場で収集される再生資源物の流通経路の把握状況

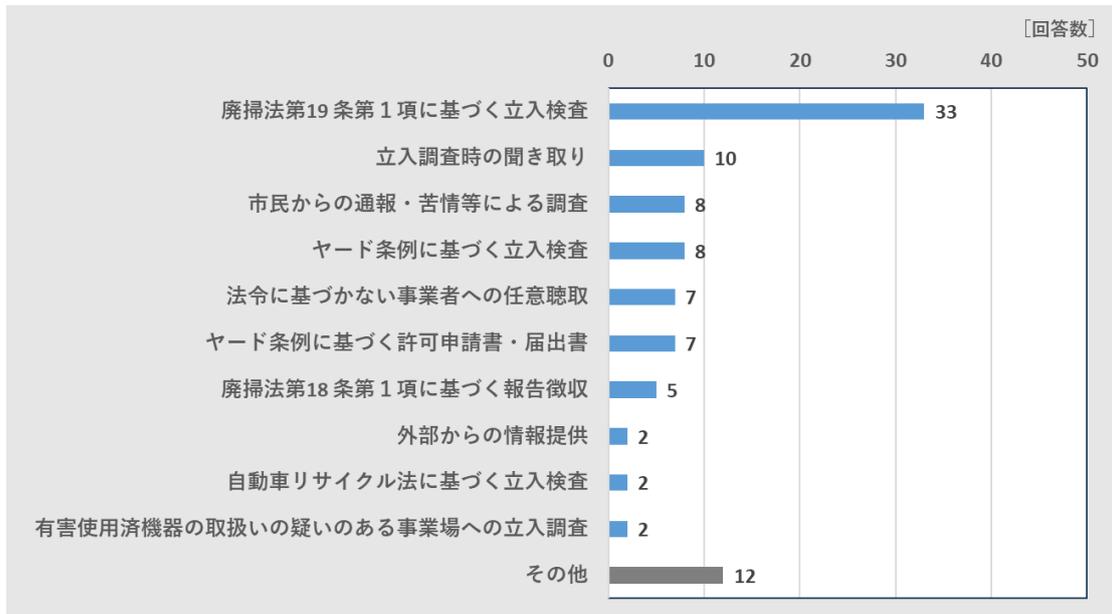
再生資源物保管等事業場における 生活環境保全上の支障の把握状況	令和6年度調査		令和7年度調査	
	回答数	割合	回答数	割合
管内の再生資源物保管等事業場を把握していない	47	36%	35	27%
管内の再生資源物保管等事業場を把握している*	82	64%	94	73%
流通経路を把握している			4	3%
流通経路を部分的に把握している	51	40%	61	47%
流通経路を把握していない	31	24%	29	23%
合計	129	100%	129	100%

*部分的な把握を含む

令和6年度の調査と比較すると、自治体による再生資源物の流通経路の把握が進んでいることが分かった(10ポイント増加)。

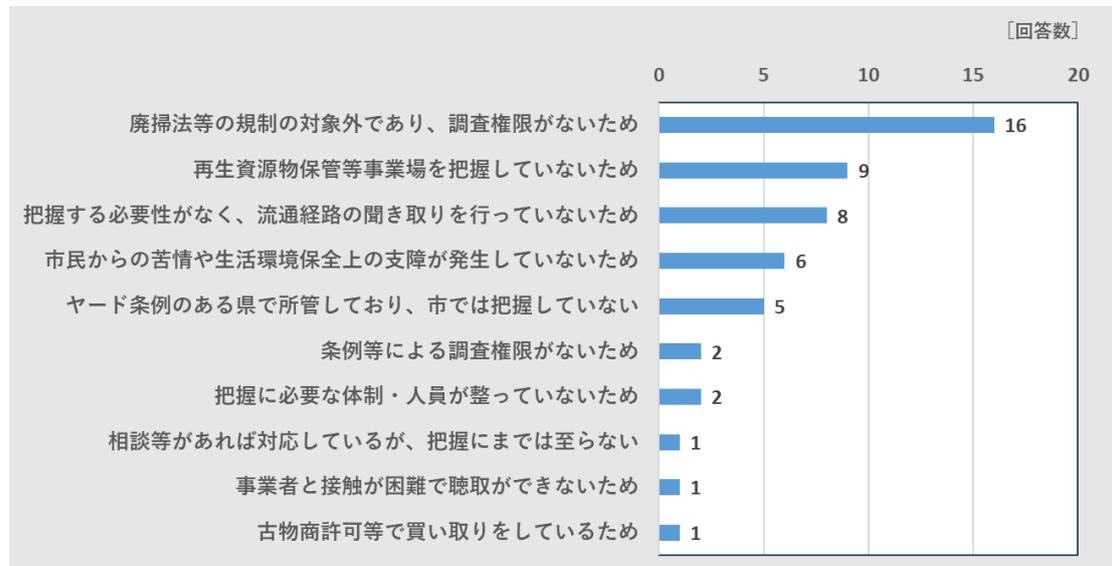
- ▶ 令和6年度調査:「把握している、又は部分的に把握している」・・・40%
- ▶ 令和7年度調査:「把握している」と「部分的に把握している」の合計・・・50%

●「把握している」又は「部分的に把握している」場合の把握方法



グラフ 12 再生資源物の流通経路の把握方法

●「把握していない」場合の理由



グラフ 13 再生資源物の流通経路を把握していない理由

(2) 流通経路

再生資源物の流通経路を「把握している」又は「部分的に把握している」と回答した 65 の自治体に、具体的な仕入元や搬出先について確認したところ、以下の回答が得られた。

注) 下記の結果は、回答した自治体の数であり、仕入元ごとの搬入量の多さや、搬出先ごとの搬出量の多さを示すものではない。

a) 再生資源物保管等事業場（自動車スクラップ保管等事業場以外の事業場）

表 27 再生資源物の仕入元

（自動車スクラップ以外）

[回答自治体数：65 自治体、複数回答あり]

仕入元事業者	回答自治体数
個人・一般家庭	58
建築物解体工事業者（元請け）	44
不用品回収業者・片付け業者	35
同業他社（ほかのヤード事業者）	35
建築物解体工事業者（下請け）	35
建設工事業者	28
リフォーム工事業者	23
製造業（工場）	22
産業廃棄物処理業者	18
エアコン設置・撤去工事業者	12
電気工事業者	12
給湯器業者	9
引っ越し業者	6
OA機器事業者	5
住宅賃貸業者	3
その他	10
海外からの輸入	0



グラフ 14 再生資源物の仕入元
（自動車スクラップ以外）

[回答自治体数：65 自治体、複数回答あり]

「その他の仕入元」の回答

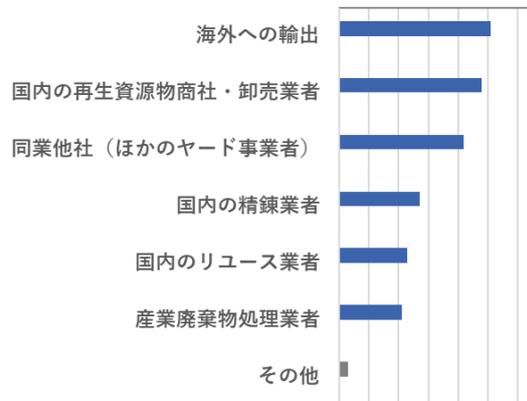
飲食業（2）、業種不明の事業者（2）、解体業者（元請け・下請け 不明）、米軍基地、農家、古物商、プラスチック類を取り扱っている事業者、入札（市町村）、ネットオークションからの購入、スーパー、コンビニ、商店、不特定多数

表 28 再生資源物の搬出先
(自動車スクラップ以外)

[回答自治体数：65 自治体、複数回答あり]

搬出先事業者	回答自治体数
海外への輸出	51
国内の再生資源物商社・卸売業者	48
同業他社（ほかのヤード事業者）	42
国内の精錬業者	27
国内のリユース業者	23
産業廃棄物処理業者	21
その他	3

(回答自治体数)
0 10 20 30 40 50 60



グラフ 15 再生資源物の搬出先
(自動車スクラップ以外)

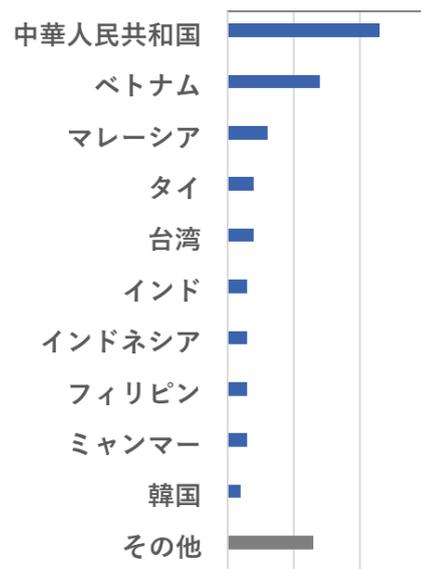
[回答自治体数：65 自治体、複数回答あり]

表 29 再生資源物の輸出先の国名
(自動車スクラップ以外)

[回答自治体数：35 自治体、複数回答あり]

輸出先	回答
中華人民共和国	23
ベトナム	14
マレーシア	6
タイ	4
台湾	4
インド	3
インドネシア	3
フィリピン	3
ミャンマー	3
韓国	2
その他	13

(回答自治体数)
0 10 20 30



グラフ 16 再生資源物の輸出先の国名
(自動車スクラップ以外)

[回答自治体数：35 自治体、複数回答あり]

「その他」の国名（又は地域名）

カンボジア、シンガポール、スリランカ、トルコ、パキスタン、ガーナ、タンザニア、パナマ、
(東南アジア) (3)、(アフリカ)、(中東)

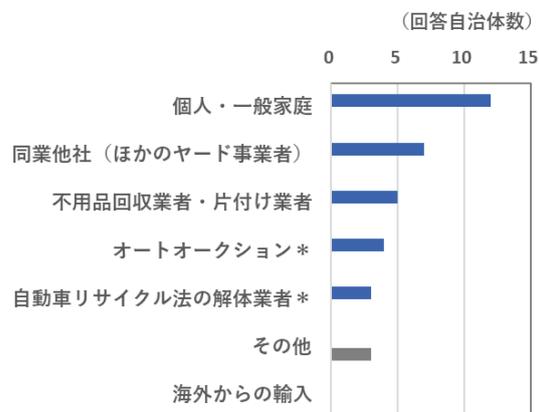
b) 自動車スクラップ保管等事業場

表 30 自動車スクラップの仕入元

[回答自治体数：65 自治体、複数回答あり]

	回答自治体数
個人・一般家庭	12
同業他社（ほかのヤード事業者）	7
不用品回収業者・片付け業者	5
オートオークション*	4
自動車リサイクル法の解体業者*	3
その他	3
海外からの輸入	0

(*その他の具体例として複数の自治体から回答があったもの。)



グラフ 17 自動車スクラップの仕入元

[有効回答数：65 自治体、複数回答あり]

「その他の仕入元」の回答

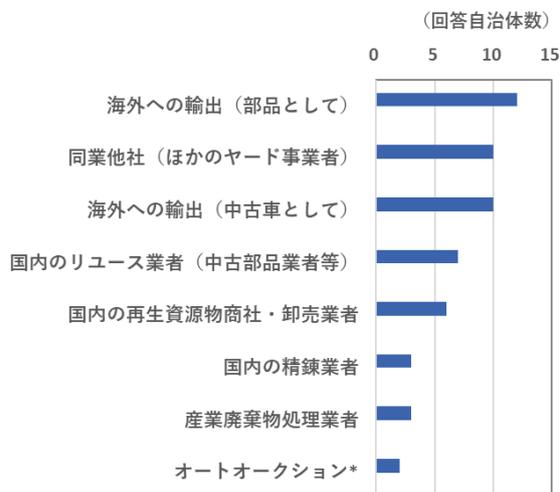
ディーラー、自動車整備工場、駐輪場（放置自転車）、業種不明の事業者

表 31 自動車スクラップの搬出先

[回答自治体数：65 自治体、複数回答あり]

再生資源物等の搬出先	回答自治体数
海外への輸出（部品として）	12
同業他社（ほかのヤード事業者）	10
海外への輸出（中古車として）	10
国内のリユース業者（中古部品業者等）	7
国内の再生資源物商社・卸売業者	6
国内の精錬業者	3
産業廃棄物処理業者	3
オートオークション*	2

(*その他の具体例として複数の自治体から回答があったもの。)



グラフ 18 自動車スクラップの搬出先

[有効回答数：65 自治体、複数回答あり]

表 32 中古車の輸出先の国名
[回答自治体数：7自治体、複数回答あり]

輸出先	回答
UAE（ドバイ）	5
スリランカ	3
パキスタン	2
その他*	3

*その他の国名（又は地域名）：
ガーナ、チリ、（アフリカ）

表 33 中古車部品の輸出先の国名
[回答自治体数：7自治体、複数回答あり]

輸出先	回答
UAE（ドバイ）	5
パキスタン	2
ベトナム	2
その他*	7

*その他の国名（又は地域名）：
ケニア、レバノン、スリランカ、インド、
中国、チリ、（アフリカ）

【仕入元】

- 自動車スクラップ以外の再生資源物の仕入元の上位は、「個人・一般家庭」、「建築物解体工事業者（元請け、下請け）」、「不用品回収業者・片付け業者」、「同業他社（ほかのヤード事業者）」、「建設工事業者」の順となり、令和6年度の調査結果とおおむね同じ傾向であった。
- 今回新たに調査を行った自動車スクラップの仕入元に関しては、「個人・一般家庭」、「同業他社（ほかのヤード事業者）」、「不用品回収業者・片付け業者」の順で多く、また、「オートオークション」も仕入元として挙げられた。

【搬出先】

- 再生資源物の搬出先としては、「自動車スクラップ以外の再生資源物」及び「自動車スクラップ」ともに「海外への輸出」を挙げる回答が最も多く、国内資源が広く海外に流出している可能性が示された。
- 自動車スクラップ以外の再生資源物の輸出先は、令和6年度と同様に「中国」が最も多く、次いで「ベトナム」、「マレーシア」などのアジア圏の国が中心であった。
- 「自動車スクラップ」の輸出先の国名を回答した自治体は、7自治体と少なかったものの、中古車・中古車部品ともに「UAE（ドバイ）」が最も多かった。

2.3 生活環境保全上の支障の発生状況

2.3.1 有害使用済機器保管等事業場

令和6年10月1日から令和7年9月30日までの期間で、有害使用済機器保管等事業場で発生した生活環境保全上の支障の状況は下記のとおりである。

表 34 生活環境保全上の支障が生じた事業場数（有害使用済機器保管等事業場）

[事業場数]

事業場の分類	支障の種類									計
	火災	土壌・ 地下水 汚染	飛散 ・流出	騒音 ・振動	悪臭	水質 汚濁	崩落	その他		
	LiB									
有害使用済機器保管等事業場	5	1	0	5	7	1	4	0	3	25
有害使用済機器保管等事業場として届出指導中の事業場	5	1	0	3	4	5	2	1	0	20

表 35 生活環境保全上の支障の発生件数（有害使用済機器保管等事業場）

[支障の件数]

事業場の分類	支障の種類									計
	火災	土壌・ 地下水 汚染	飛散 ・流出	騒音 ・振動	悪臭	水質 汚濁	崩落	その他		
	LiB									
有害使用済機器保管等事業場	6	1	1	6	7	1	4	0	5	30
有害使用済機器保管等事業場として届出指導中の事業場	6	1	2	3	4	6	2	1	0	24

「その他」の支障の内容

- ・ 金属スクラップの保管の高さが囲いを超えていた。
- ・ 金属スクラップが積み上げて保管されている様子を見た周辺住民から、崩落等のおそれの申立てがあった。
- ・ 近隣の農業委員会から、事業場の鋼板により農作物の育成に支障があるとの苦情があった。
- ・ 小型焼却炉からの黒煙。

- 令和6年10月1日～令和7年9月30日の1年間に、有害使用済機器保管等事業場において生じた生活環境保全上の支障の件数は30件であり、令和6年度の調査と比較して6件増加した。
- 支障の種類としては、令和6年度の調査では「火災」(11件)が最も多かったが、令和7年度の調査では「騒音・振動」(7件)が最も多く、次いで「火災」(6件)と「飛散・流出」(6件)が多かった。

2.3.2 再生資源物保管等事業場

(1) 生活環境保全上の支障の把握状況

再生資源物保管等事業場及びその周辺における生活環境保全上の支障について、自治体ごとの把握状況を下記に示す。

表 36 再生資源物保管等事業場における生活環境保全上の支障の把握状況

再生資源物保管等事業場における 生活環境保全上の支障の把握状況	令和6年度調査		令和7年度調査	
	回答数	割合	回答数	割合
管内の再生資源物保管等事業場を把握していない	47	36%	35	27%
管内の再生資源物保管等事業場を把握している*	82	64%	94	73%
支障を把握している	52	40%	33	26%
支障を部分的に把握している			35	27%
支障を把握していない	30	23%	26	20%
合計	129	100%	129	100%

* 部分的な把握を含む

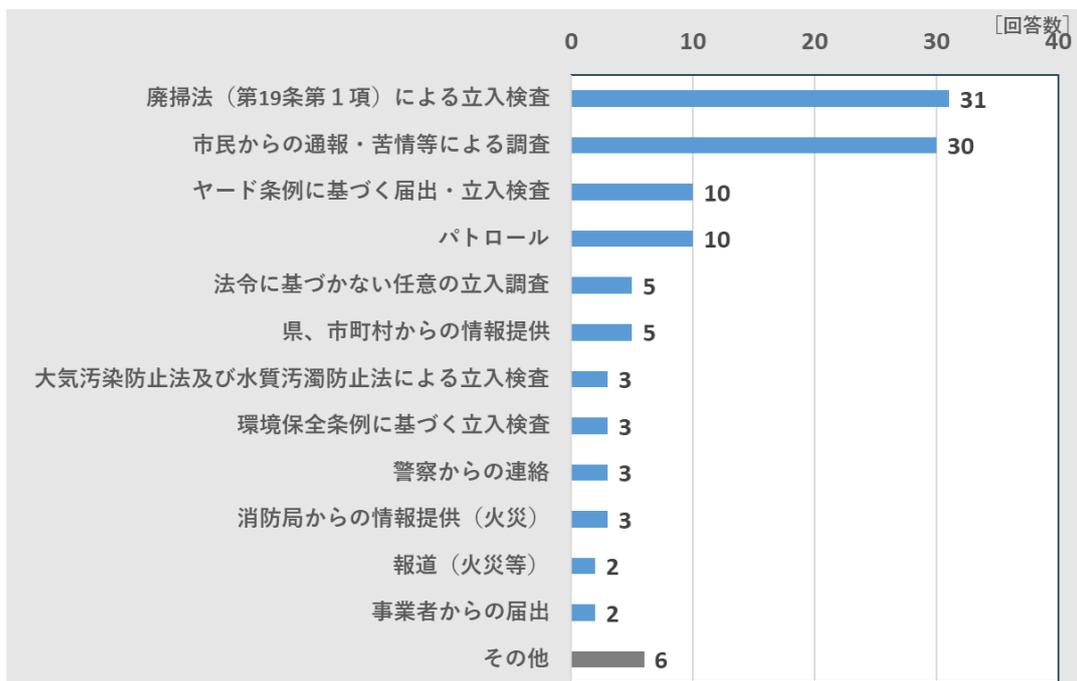
管内の再生資源物保管等事業場を「把握している（部分的な把握を含む）」と回答した 94 自治体のうち、生活環境保全上の支障まで「把握している（部分的な把握を含む）」と回答した自治体は 68 自治体であった。

再生資源物保管等事業場における生活環境保全上の支障の把握状況についても、令和 6 年度の調査と比較すると、把握が進んでいることが分かった（13 ポイント増加）。

- ▶ 令和 6 年度調査：「支障を把握している、又は部分的に把握している」… 40%
- ▶ 令和 7 年度調査：「支障を把握している」と「部分的に把握している」の合計… 53%

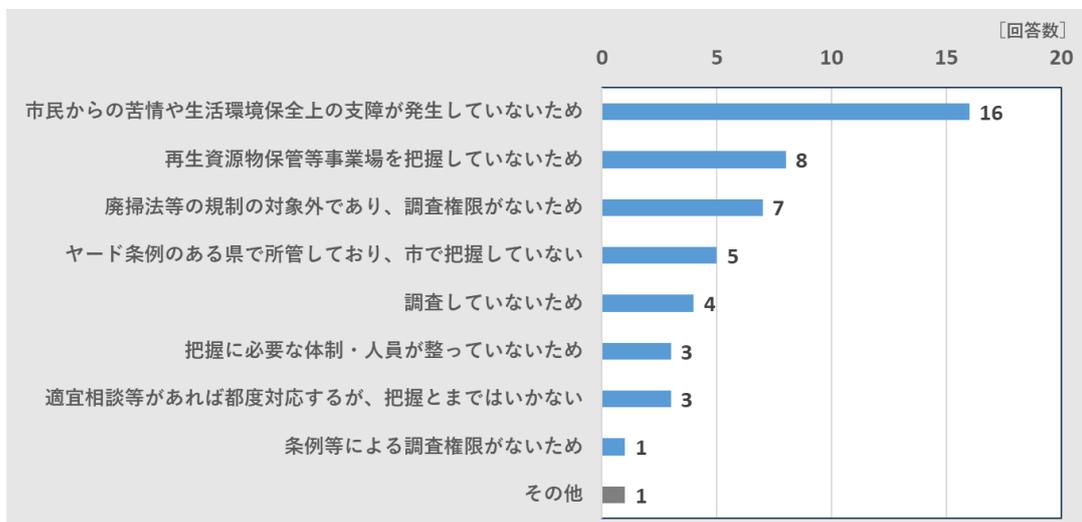
再生資源物保管等事業場における生活環境保全上の支障を把握した方法や、把握していない場合の理由を次ページに示す。

● 「把握している」又は「部分的に把握している」場合の把握方法



グラフ 19 再生資源物保管等事業場での生活環境保全上の支障の把握方法

● 「把握していない」場合の理由



グラフ 20 再生資源物保管等事業場での生活環境保全上の支障を把握していない理由

(2) 生活環境保全上の支障の発生状況

令和6年10月1日から令和7年9月30日までの期間で、再生資源物保管等事業場で発生した生活環境保全上の支障の状況は下記のとおりである。

表 37 生活環境保全上の支障が生じた事業場数（再生資源物保管等事業場）

[事業場数]

事業場の分類	支障の種類									計
	火災	土壌・ 地下水 汚染	飛散 ・流出	騒音 ・振動	悪臭	水質 汚濁	崩落	その他		
	LiB									
再生資源物保管等事業場	35	6	12	42	88	21	30	8	19	255
(内訳)										
自動車スクラップ保管等事業場	1	0	4	0	0	0	2	0	0	7
金属スクラップ保管等事業場	7	1	3	13	34	5	4	3	7	76
雑品スクラップ保管等事業場	21	4	2	9	27	6	6	2	8	81
プラスチック資源保管等事業場	1	0	0	8	7	6	2	3	2	29
その他の再生資源物保管等事業場	5	1	3	5	19	4	14	0	0	50
詳細不明の再生資源物保管等事業場	0	0	0	7	1	0	2	0	2	12
敷地面積が100㎡以下の再生資源物保管等事業場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表 38 生活環境保全上の支障の発生件数（再生資源物保管等事業場）

[支障の件数]

事業場の分類	支障の種類									計
	火災	土壌・ 地下水 汚染	飛散 ・流出	騒音 ・振動	悪臭	水質 汚濁	崩落	その他		
	LiB									
再生資源物保管等事業場	35	6	12	44	103	24	30	8	19	275
(内訳)										
自動車スクラップ保管等事業場	1	0	4	0	0	0	2	0	0	7
金属スクラップ保管等事業場	7	1	3	15	45	6	4	3	7	90
雑品スクラップ保管等事業場	21	4	2	9	31	8	6	2	8	87
プラスチック資源保管等事業場	1	0	0	8	7	6	2	3	2	29
その他の再生資源物保管等事業場	5	1	3	5	19	4	14	0	0	50
詳細不明の再生資源物保管等事業場	0	0	0	7	1	0	2	0	2	12
敷地面積が100㎡以下の再生資源物保管等事業場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

「その他」の支障の内容

粉じん(2)、油の流出(路面への流出)、焼却による煙の発生、害虫の発生、野良猫の発生、景観の毀損に対する懸念、その他、有価物と混合状態で受け入れられた廃棄物が、適正処理されず不適正保管されている。(有価物の受入と称して、実態としては無許可での廃棄物の受入を行っている懸念もある。)

表 39 再生資源物保管等事業場における生活環境保全上の支障の件数
(令和6年度調査と令和7年度調査の比較)

生活環境保全上の支障の種類	令和6年度調査	令和7年度調査	件数の増減（前年度との比較）	
			件数	割合
火災	27件	35件	+8件	+30%
LiB	6件	6件	0	0%
土壌・地下水汚染	3件	12件	+9件	+300%
飛散・流出	44件	44件	0	0%
騒音・振動	87件	103件	+16件	+18%
悪臭	16件	24件	+8件	+50%
水質汚濁	19件	30件	+11件	+58%
崩落	3件	8件	+5件	+167%
その他	12件	19件	+7件	+58%
合計	211件	275件	+64件	+30%

- 令和6年10月1日～令和7年9月30日の1年間に、再生資源物保管等事業場において生じた生活環境保全上の支障の件数は275件であり、令和6年度の調査と比較して約30%増加した（+64件）。
- 支障の種類としては、騒音・振動（103件）の発生件数が最も多く、次いで飛散・流出（44件）、火災（35件）の順に多かった。
- また、水質汚濁や土壌・地下水汚染等についても、令和6年度調査と比較して10件前後増加しており、再生資源物保管等事業場による環境汚染のリスクが高まっていると考えられる。

令和6年度調査と比較して、再生資源物保管等事業場における生活環境保全上の支障の発生状況の把握は進んでいるものの、依然として半分近い自治体（61自治体、47%（p29、表36））は把握しておらず、潜在的にはより多くの生活環境保全上の支障が発生している可能性がある。

2.3.3 重大な生活環境保全上の支障

(1) 支障の件数

表 35 (p28) 及び表 38 (p31) の支障の事案のうち、特に周辺環境に重大な影響を与えた事例や延焼面積の大きい火災などについて確認したところ、8 自治体から 10 件の事案の報告があった。

表 40 重大な支障の件数

[回答自治体数：8 自治体]

事業場の分類	支障の種類									計
	火災	土壌・ 地下水 汚染	飛散 ・流出	騒音 ・振動	悪臭	水質 汚濁	崩落	その他		
	LiB									
有害使用済機器保管等事業場	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1
再生資源物保管等事業場	3	1	0	1	2	0	2	0	1	9
(内訳)										
自動車スクラップ保管等事業場	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
金属スクラップ保管等事業場	1	1	0	0	2	0	0	0	0	3
雑品スクラップ保管等事業場	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
プラスチック資源保管等事業場	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
その他の再生資源物保管等事業場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
詳細不明の再生資源物保管等事業場	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2
敷地面積が100㎡以下の再生資源物保管等事業場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	4	2	0	1	2	0	2	0	1	10

令和 7 年度調査で確認された重大な事案の中では、火災が最も多く (4 件)、次に、騒音・振動 (2 件) や水質汚濁 (2 件) が多かった。4 件の火災の内の 2 件は、「リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池内蔵品」が原因と見られている。

(2) 重大な支障の概要

事例 1：火災①	
支障の種類	火災
事業者の区分	雑品スクラップ保管等事業場（有害使用済機器保管等事業場を除く）
案件の概要	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、産業廃棄物収集運搬業のほかに、金属等のリサイクル業を行っており、持ち込まれた機器（PC、おもちゃ等）の中に入っているリチウムイオンバッテリーを外してドラム缶に保管している。（写真1 段目） リチウムイオンバッテリーを運ぼうとしてドラム缶ごとフォークリフトで運んでいると、地面の凹凸によりドラム缶に衝撃が加わり、バッテリーから煙が噴き出してきた。 急ぎ広いところにドラム缶を移動させ、消火器による消火活動を実施したが、消火器による消化が困難であったことから、消防署に通報。 リチウムイオンバッテリーを含め、事業場に置いてあるものは産業廃棄物収集運搬業で集めた廃棄物とは別であり、積み替え保管に該当する行為は行っていない。
原因	リチウムイオンバッテリーはその性質上、衝撃等を与えないよう梱包して運搬するなど安全対策が必要であると考えられるが、今回のケースにおいてはドラム缶に乱雑に保管されたリチウムイオンバッテリーをフォークリフトに乗せ運搬するなど、十分な安全対策が取られていなかった。
対応に苦慮した点	<ul style="list-style-type: none"> 事業者→消防署→市→県出先機関（地方振興局）→本庁（産業廃棄物課）のフローにより情報が伝達しており、本庁での状況把握に時間を要した。 なお、本県で制定した条例により許可を受けたヤード事業者に対し火災等事故時に県への速やかな届出を義務付けている。
 	
 	

事例 2：火災②	
支障の種類	火災
事業者の区分	有害使用済機器保管等の届出事業者
案件の概要	主に中古品として輸出するための冷蔵庫等の家電製品や衣類、生活雑貨等を保管している事業場にて、火災が発生したもの。
原因	リチウムイオン電池を種類別に分けて、プラスチック製のかごに入れ、雨ざらしの状態屋外保管していたところ、従業員が不在の夜間に火災が発生した。(分別した電池は使用済みではなく、中古品として売却する予定だったもの。)
対応に苦慮した点	当該事業場は5年前にも火災が発生し、隣接する工場が全焼する被害を受けている。 再発防止策の徹底のため継続的な監視を要するが、火事の原因となったりリチウムイオン電池は自体は中古品として販売されるため、本来は規制対象外となっている。

事例 3：火災③	
支障の種類	火災
事業者の区分	雑品スクラップ保管等事業場（有害使用済機器保管等事業場を除く）
案件の概要	場内で火災が発生
原因	不明（有害使用済機器以外の雑品・金属スクラップ）
対応に苦慮した点	従業員が外国人のためなかなか指導に従わない。 近隣住民からも相談がある。近隣住民に対して警察に通報するよう依頼している。(警察官が臨場することによる抑止を目指している。)

事例 4：火災④	
支障の種類	火災
事業者の区分	金属スクラップ保管等事業場
案件の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・事業場にて火災が発生し、当該火災については消防により鎮火された。 ・消防署担当者より、当該事業者が廃棄物を取り扱っている可能性がある旨の情報提供があったことから、消防署と合同で立入りを実施した。 ・当該事業者に対して、廃掃法第18条第1項の規定に基づき、当該地に保管されている保管物について書面で報告するよう求めている。
原因	事業場内で使用していた電工ドラムより発火した可能性が高いとのこと。
対応に苦慮した点	<ul style="list-style-type: none"> ・作業者は全員外国籍のため意思疎通に苦慮している。 ・代表者が外国籍であり、報告徴収の回答を得るための対応に苦慮している。

事例 5：水質汚濁①	
支障の種類	水質汚濁
事業者の区分	詳細不明の再生資源物保管等事業場
案件の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業者は、家電由来のプラスチックを洗浄・選別後にペレットを製造する事業を行っていたが、水質汚濁防止法の排水基準を超過する有害物質（鉛、カドミウム、水銀）が検出された。 ・水質汚濁防止法に基づく改善命令発出後は事業場外への排水はなくなり、令和4年度中に事業活動は停止したが、製品に利用されるプラスチック片及び洗浄工程で発生した汚泥や廃棄物等が旧事業場に残置された。
原因	家電由来のプラスチックの洗浄と史料される
対応に苦慮した点	当該事業者を含めた本事案に係る事業者は、外国籍の者が多いことから、調査のための聴取や行政指導を難しくさせている。
	

事例 6：水質汚濁②	
支障の種類	水質汚濁
事業者の区分	自動車スクラップ保管等事業場
案件の概要	火災が発生し、消火の過程で場内から自動車に使用する油脂類が水路に流出し、水質事故となった。
原因	不明
対応に苦慮した点	油脂の流出が長時間にわたり回収が困難であった。

事例 7：騒音・振動・粉塵①	
支障の種類	騒音、振動、粉塵
事業者の区分	金属スクラップ保管等事業場
案件の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・外国籍の企業（古物商・金属くず商）が旧牧場跡地を取得し、不用品回収ののぼりを立て金属くずや廃プラスチックの場内保管を開始。 ・近隣住民から町役場に、現場に廃棄物らしきものが持ち込まれている旨の通報があり、以後、県及び町が定期的にパトロール及び巡回を実施。 ・当該企業に対し、廃棄物の不適正保管である旨指摘するも、有価物と主張し行政指導に従わず事業場内に設置している破砕機で破砕した廃プラスチックを野積みで保管している。
原因	<ul style="list-style-type: none"> ・事業場周辺の環境が牧草地や農地、観光施設、住宅（移住者）が点在する閑静な地域であり、住民側は当該企業との間で土地適正利用の「覚書」を交わしたがその後の約束を反故にされていると憤っている（当初は、農業を行う際の資材置場として使用すると説明）。 ・重機で鉄くずを扱う際の騒音や、破砕機で金属くずや廃プラスチックを破砕するときの破砕音等を住民が一番問題視している。
対応に苦慮した点	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語が通じないため、意思疎通に不都合が生じている。 ・持ち込まれた保管物の排出事業者先や売買関係の書類の提示を拒否している。

事例 8：騒音・振動・粉塵②	
支障の種類	騒音、振動、粉塵
事業者の区分	金属スクラップ保管等事業場
案件の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・市内のディスプレイ製造工場の解体工事に伴い、大型電気機器の解体作業が行われた際に、住民から騒音・振動に関する相談があり、現場確認を実施 ・現場は、市内でヤードを経営する外国籍の事業者が、生コン工場跡地を売却し、無償貸し付けをしていた。 ・関係企業の役員に「騒音の発生抑制及び清潔保持」を指導した。 ・事業者は、「搬入された機械は有価物として買取ったものであり、全て有価物である」旨主張している。 ・県条例では、当該機械は規制の対象外である。 ・撤退までの間、定期的な監視活動を実施予定である。

原因	大型電気機器の解体
対応に 苦慮した点	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音については、規制対象区域外であり、早朝の作業音などで迷惑をかけないよう指導するに留まった。 ・大型機械が、有価物取引である旨伝票等から確認し、廃棄物の収集・保管に当たらないと認めたため、踏み込んだ指導ができなかった。 ・作業員が、県外からの外国籍の事業者であり、就労資格や労働安全の適否、道路使用などの適正性の確認ができなかった。

事例 9：飛散・流出、悪臭、騒音	
支障の種類	飛散・流出、悪臭、騒音
事業者の区分	プラスチック資源保管等事業場
案件の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・産廃業者の中間処理後の廃プラを原料として購入し、事業場内で「洗浄→破碎→ペレット製造」の後、ペレットを他の事業者に売却している事業者。 ・事業場からの汚水苦情（プラスチック破片混入）があり、立入調査を実施したところ、多量の廃プラが野積み状態であることを確認。 ・その後、騒音や悪臭の苦情もあり。
原因	飛散・流出・・・廃プラの不適切な保管 悪臭・・・ペレット製造装置から発生するプラ溶融臭 騒音・・・圧縮・梱包、破碎施設の夜間・早朝の稼働
対応に 苦慮した点	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員も外国人であり、日本語が不自由であった。 ・また、代表者は外国人から日本人に変更になったが、県外在住であり、連絡が取りづらい。

事例 10：その他	
支障の種類	その他
事業者の区分	詳細不明の再生資源物保管等事業場
案件の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・スクラップやプラスチック製品、電化製品等を自宅の敷地内、隣地、河川上、道路及び農道を占用し、所有物（ごみ）が堆積している。適正管理について再三指導するも改善する動きがなく年々増加している。 ・河川上や道路、農道を不法占有し、堆積物が倒壊するおそれがある。 ・また、害虫が発生し、隣人からの苦情が入っている。

原因	有価物として売買しているが、売買量より、搬入量が多く次々と堆積してきている。堆積量が多く、選別もままならない。
対応に 苦慮した点	本人は有価物として主張しており、廃棄物として指導することができない。県と町が合同で再三指導しても聞く耳をもたない。県が売買履歴を確認するための書類を提出するよう指導しているが、回答が不鮮明な部分もある。水路上や道路の越境している堆積物を片づけるよう町の担当課から伝えても、自分の土地だと主張している。
	
	

2.3.4 生活環境保全上の支障とその原因となる再生資源物

再生資源物保管等事業場における生活環境保全上の支障と、その原因となる物質・物品の関係について、自治体担当者の知見をまとめた結果を下記に示す。

表 41 再生資源物保管等事業場（自動車スクラップ保管等事業場以外）における生活環境保全上の支障の主な原因と考えられる物品

支障の種類	原因となった主な物品
火災	リチウムイオン電池 (7)、リチウムイオン電池内蔵品 (ストーブ等)、金属スクラップ全般、雑品スクラップ全般、基盤類、電池類、ボンベ・スプレー缶、高圧負荷開閉器、トランスコア その他、被覆銅線等 (被覆部分を除去する目的で野焼きを行い、通報を受け消防が出動)。
土壌・地下水汚染	金属スクラップ、バッテリー、油付着物、鉛付着物、農機具・オイルヒーター等 (廃油及びクーラント液の流出)、堆積物からの油や堆積物の洗浄水 その他、支障のおそれとして、場内未舗装での機器類の直置き、破碎等の作業を原因とする油膜を把握。
飛散・流出	プラスチック (5)、プラスチック廃棄物混じりの土砂、金属スクラップ・雑品スクラップ (4) (ヤードに収まりきらず道路を占拠、囲いの損傷による飛散・流出のおそれ)、油 (2)、空き缶 (アルミ缶やスチール缶)、金属スクラップの破碎物、破碎工程で発生する粉塵、エアコン等室外機からのフロン類と思慮される気体の飛散流出
騒音・振動	【物品】 金属スクラップ、雑品スクラップ、プラスチックスクラップなど 全般 【作業】 積み降ろし・積替え作業 (7)、重機使用時の騒音 (5)、カッターや破碎機の騒音 (2)、大型金属の移動及び加工、再生資源物の選別作業、プラスチックの再生工程
悪臭	プラスチックの溶融・ペレット化 (3)、プラスチックの焼却 (2)、被覆銅線の焼却 (2)、ガスボンベ (中身：塩素系)、油付着物、金属スクラップ、農機具・オイルヒーター等からの廃油及びクーラント液の流出による異臭
水質汚濁	油 (5) (農機具、オイルヒーター、室外機内部モーター、その他の雑品スクラップ内の油)、プラスチック (2) (プラスチック製品の洗浄排水の垂れ流し等)、クーラント液の流出 (農機具、オイルヒーター等からの)、食紅の水路への投棄、鉛付着物等
崩落	金属スクラップ (3)、雑品スクラップ (2)、プラスチックスクラップ (2) (製品を 10m ほど積み上げ、フレコン)、その他、保管物全般

その他	<p>不要廃棄物の焼却（自社小型焼却炉）による黒煙や悪臭の発生（2）、積み降ろし時の粉じん、プラスチック粉碎時の粉じん、解体した冷蔵庫の断熱材堆積による火災懸念・景観悪化</p> <p>その他、金属がフェンスの高さを超えて積み上げられ、崩落の心配とともに、景観上の問題も発生している事例など。</p>
-----	--

表 42 自動車スクラップ保管等事業場における生活環境保全上の支障の
主な原因と考えられる物品

支障の種類	原因となった主な物品
火災	取り外された燃料タンクに残っていたガソリンに引火、電気自動車中のリチウムイオン電池、自動車タイヤ
土壌・地下水汚染	油の流出（2）（ハーフカット車やエンジン等から漏れ出す油による汚染）
悪臭	タイヤ
水質汚濁	油の流出

2.3.5 再生資源物で特に取扱いに注意が必要なもの

再生資源物保管等事業場で取り扱われるものの中で、その有害性などから特に注意が必要であると考えられる使用済鉛蓄電池*、使用済リチウムイオン電池*、使用済家庭用エアコン・業務用エアコン*について、これらが原因となって生じる生活環境保全上の支障や、処理上の問題点について以下にまとめる。（*ここでは、いずれも廃棄物ではない使用済みのもの（有価物）を指す。）

（1） 使用済鉛蓄電池

使用済鉛蓄電池に関する生活環境保全上の支障としては、令和6年度と同様、精錬時の悪臭や排水基準の超過（鉛）についての報告があった。

（2） 使用済リチウムイオン電池

使用済リチウムイオン電池については、令和6年度と同様に火災事例の報告があった。具体例として、リチウムイオン電池付きと推測されるストーブからの発火や、コンテナ倉庫に保管していたリチウムイオン電池からの発火などのケースが報告された。

処理上の問題点として、雑品スクラップや金属スクラップにリチウムイオン電池が混入した状態で再生資源物保管等事業場に搬入されるケースがあり、事業者による受入時

の選別も不十分であるとの指摘があった。火災事故の防止のためには、再生資源物保管等事業場におけるリチウムイオン電池の不適切な保管や処分を規制する必要がある。

(3) 使用済家庭用エアコン・業務用エアコン

使用済家庭用エアコン・業務用エアコンについては、フロン類の不適正な処分・放出や、騒音、火災等の事例が報告され、処理上の問題点についても多くの意見が寄せられた。また、現行制度と家電リサイクル法及びフロン排出抑制法との制度的連携に関する課題が示された。

【不適正な処理の事例】

- ・ フロンの未回収（放出）、バックホー等の重機でのエアコン類の破碎行為。
- ・ 家庭用エアコンについては、適切にポンプダウンをしていない室外機が有害使用済機器保管等事業場及び再生資源物保管等事業場に搬入されている。

【制度上の課題についての意見（抜粋）】

- ・ フロンが回収されたエアコン等室外機のみを有害使用済機器保管等及び再生資源物保管等事業場者は引き取っていると主張しているが本当にフロン類が回収されているかは目視等では確認できない。
- ・ 家電リサイクル法は一般消費者への罰則がなく、有価物と称した不適切な廃棄処理が横行している疑いがある。
- ・ 家電リサイクル法では、一般家庭には小売業者等への引渡義務がないため、雑品スクラップ業者などへの流出が生じている。その結果、フロン類の大气放出や不法投棄などの不適正処理が発生し、リサイクル制度の実効性を損なう要因となっている。
- ・ 業務用エアコンはフロン排出抑制法によりその取扱いが厳しく規制されているが、家庭用エアコンは同法の対象外であり、適正処理が十分に行われない要因の一つとなっている。
- ・ 近年、エアコンに含まれる銅などの金属価値が上昇し、雑品スクラップ業者が「有価物取引」として回収を行う事例が増加しており、廃掃法の規制が及びにくい状況となっており、不適正処理が継続する構造が生じている。
- ・ エアコン以外も含めて、家電リサイクル対象品目は有害使用済機器の対象外とするべき。
- ・ リサイクル券の電子化、リサイクル料金を前払い方式とするなど制度の抜本の見直しが必要。

届出制度と家電リサイクル法及びフロン排出抑制法との連携における課題については、3.2.2（p52）及び3.2.3（p55）で後述する。

【特記事項】ヤード業者における焼却・野焼きについて

- ・ 令和7年度の調査では、6自治体から、有害使用済機器保管等事業場や再生資源物保管等事業場において、小型焼却炉による焼却や野焼きが行われることにより、生活環境保全上の支障が発生している事例の報告があった。
- ・ ヤード業者においては、「①被覆銅線の被覆部分（プラスチック）の除去」や、「②選別作業後に発生した不要物の自社処理」等の目的で、焼却を行うケースがある。
- ・ 処理対象物が廃棄物の場合、廃掃法第16条の2（焼却禁止）の規定に基づき、一般廃棄物処理基準（産業廃棄物処理基準）、処理施設構造基準（800度以上での燃焼、排ガスの二次燃焼室など）を満たさない焼却炉については、焼却行為を行わないよう指導することができる。しかし、廃棄物に該当しない有価の再生資源物の場合、大気汚染防止法やダイオキシン類対策特別措置法、廃掃法等の規制対象外の施設では、焼却行為自体を規制することが難しいとの意見があった。
- ・ また、構造基準を満たしている焼却炉でも、実際に被覆銅線やプラスチックを焼却すると黒煙や異臭が発生するため、周辺住民からの苦情につながっている。また、継続的に焼却を行う場合、従業員の健康に悪影響を及ぼす可能性もある。現行法ではヤード業者における小型焼却炉の使用を規制できず、指導に苦慮しているという意見があった。
- ・ 加えて、ヤード内において焼却後の燃えがら等が適正に処理されているかについても、本来は詳細に確認していく必要があると考えられる。

3. 再生資源物保管等事業場の規制のあり方について

再生資源物保管等事業場の規制方法検討の基礎資料とするため、各自治体に現行の有害使用済機器保管等届出制度への意見や、再生資源物保管等事業場への規制の要望について確認を行った。なお、これらの意見の確認は、現時点での管内の再生資源物保管等事業場の把握状況によらず、全ての自治体を対象としている。

3.1 再生資源物保管等事業場に関する条例の制定状況

再生資源物の保管等事業場を規制する条例の制定状況は下記のとおりである。なお、本調査では、いわゆる「自動車ヤード条例」のうち、生活環境保全上の支障を防止する目的のものも対象としており、自治体が回答したものに限定して示す。

表 43 再生資源物の保管等事業場を規制する条例の制定状況
(令和7年9月30日時点)

再生資源物の保管等事業場を 規制する条例の制定状況	都道府県		政令市		合計	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
制定している	8	17%	5	6%	13	10%
制定していない	39	83%	77	94%	116	90%
合計	47	100%	82	100%	129	100%

本調査では、13自治体（8都道府県、5政令市）において「再生資源物条例」や「自動車ヤード条例」を制定していることが確認できた。また、今回調査対象とした都道府県や政令市以外にも、綾瀬市、袖ヶ浦市、常陸大宮市の3市において同様の条例を制定している。

各条例の詳細について、届出制度開始前に制定された条例を表44（p45）に、届出制度開始後に制定された条例を表45（p45）、表46（p46）に示す。

表 44 有害使用済機器保管等届出制度開始前に制定された条例（自動車ヤード条例、その他の再生資源物条例）

条例の分類	No.	自治体名	条例の名称	公布日	施行日	届出制/ 許可制	目的	規制の対象物	
自動車ヤード条例	①	千葉県	千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例	平成26年12月25日	平成27年4月1日	届出制	①不適正処理の防止 ②生活環境の保全 ③自動車の盗難防止	特定自動車部品：自動車の原動機、動力伝達装置（クラッチ、トランスミッション、プロペラ・シャフト又はデファレンシャル）、走行装置（フロント・アクスル、前輪独立懸架装置（ストラットを除く。）又はリア・アクスル・シャフト）	
その他の再生資源物条例	②	兵庫県	産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例	平成15年3月17日	平成15年12月15日			使用済自動車、使用済の自動車用タイヤ、使用済特定家庭用機器	
	③	名古屋市	名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例	平成15年12月25日	平成16年7月1日			①不適正処理の防止 ②生活環境の保全	建設廃棄物、使用済タイヤ、使用済家庭用電気機器やリサイクル可能品
	④	鳥取県	鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例	平成27年12月24日	平成30年4月1日			一度は使用されたもので次のもの。 農機具、バイク（原付を含む）、タイヤ、自転車、家電製品、小型電子機器、金属及びプラスチック、ゴム、紙、木材、皮革又は繊維を素材に用いたもの。	

表 45 有害使用済機器保管等届出制度開始後に制定された条例（自動車ヤード条例、その他の再生資源物条例）

条例の分類	No.	自治体名	条例の名称	公布日	施行日	届出制/ 許可制	目的	規制の対象物
自動車ヤード条例	①	三重県	盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例	令和3年3月23日	令和3年10月1日 (令和3年8月1日一部施行)	届出制	①不適正処理の防止 ②生活環境の保全 ③自動車の盗難防止	使用済自動車及び自動車部品
その他の再生資源物条例	②	川口市	川口市資材の適正な屋外保管に関する条例	令和7年3月25日	令和7年10月1日	許可制	①不適正処理の防止 ②生活環境の保全	資材（廃棄物、再生資源、建築用の材料その他これらに類するもの）

表 46 有害使用済機器保管等届出制度開始後に制定された条例（再生資源物条例）

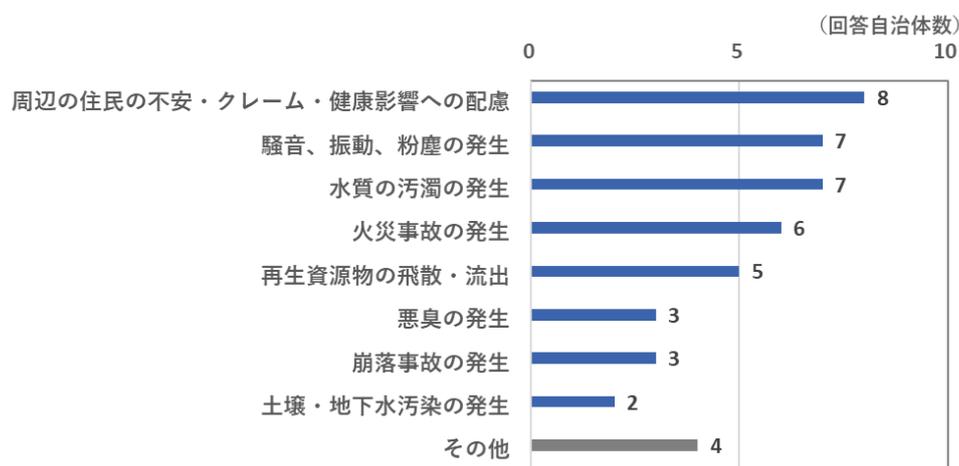
条例の分類	No.	自治体名	条例の名称	公布日	施行日	届出制/ 許可制	目的	規制の対象物（※廃棄物及び有害使用済機器を除く。）
再生資源物条例	①	綾瀬市*	綾瀬市再生資源物の屋外保管に関する条例	平成31年3月28日	令和元年7月1日	届出制	①不適正処理の防止 ②生活環境の保全	再生資源物（使用を終了し、収集された木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器又はプラスチックを原材料とするもの（分解、破砕、圧縮等の処理がされたものを含む。））
	②	山梨県	山梨県再生資源物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の促進に関する条例	令和5年12月26日	令和6年7月1日			「再生資源物」とは、特定処理物及び特定収集物をいう。 「特定処理物」：肥料、肥料を製造する過程にある物、木材を切断し、又は破砕した小片その他これに類する形状の物、建設工事に利用される物であって次のもの（汚泥を固化、混練、焼成その他の方法により再生したものであって土砂と同様の形状又は性状を有するもの、陶磁器くず（産業廃棄物）を破砕し、又は粉砕したもの、ガラスを破砕したもの）。 「特定収集物」：収集された物品のうち、その使用を終了し、かつ、原材料として利用され得るものであって、その全部又は一部に金属が用いられているもの、収集された自動車のタイヤ、その他前2号に掲げる物と一体として保管されている物。
	③	千葉市	千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例	令和3年10月5日	令和3年11月1日			再生資源物（使用を終了し、再生資源として収集された木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器、プラスチックその他これらに類する材質を原材料とするもの（分解、破砕、圧縮等の処理がされたものを含む。）及びこれらの混合物）
	④	袖ヶ浦市*	袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例	令和4年12月19日	令和5年4月1日	許可制	①不適正処理の防止 ②生活環境の保全	再生資源物（使用を終了し、再生資源として収集された木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器、プラスチックその他これらに類する材質を原材料とするもの（分解、破砕、圧縮等の処理がされたものを含む。）及びこれらの混合物）
	⑤	千葉県	千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例	令和5年10月17日	令和6年4月1日			特定再生資源（使用を終了し、収集された製品（金属又はプラスチックが使用されているものに限る。）、収集された金属等（製品の製造、加工、修理又は販売、土木建築に関する工事その他の人の活動に伴い副次的に得られたものに限る。）。（これらが破砕され、切断され、圧縮され、又は解体されたものを含む。））
	⑥	常陸大宮市*	常陸大宮市再生資源物の屋外保管に関する条例	令和5年12月26日	令和6年4月1日			再生資源物（使用を終了し、再生資源として収集された木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器、プラスチックその他これらに類する材質を原材料とするもの（分解、破砕、圧縮等の処理がされたものを含む。）及びこれらの混合物）
	⑦	茨城県	茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例	令和5年12月27日	令和6年4月1日			再生資源物（使用を終了し、収集された木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器若しくはプラスチックを原材料とするもの（分解、破砕、圧縮等の処理がされたものを含む。）又はこれらの混合物）
	⑧	さいたま市	さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例	令和5年12月28日	令和6年2月1日			再生資源物（使用を終了し、再生資源として収集された木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器、プラスチックその他これらに類する材質を原材料とするもの（分解、破砕、圧縮等の処理がされたものを含む。）及びこれらの混合物）
	⑨	越谷市	越谷市再生資源物の屋外保管に関する条例	令和6年3月21日	令和6年7月1日			再生資源物（使用を終了し、再生資源として収集された金属、プラスチック、木材、ゴム、ガラス、コンクリート、陶磁器その他これらに類する材質を原材料とするもの（分解、破砕、圧縮等の処理がされたものを含む。）及びこれらの混合物）
	⑩	埼玉県	埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例	令和6年7月9日	令和7年1月1日			特定再生資源（使用を終了し、収集された製品（金属又はプラスチックが使用されているものに限る。）、収集された金属等（製品の製造、加工、修理又は販売、土木建築に関する工事その他の人の活動に伴い副次的に得られたものに限る。）。（これらが破砕され、切断され、圧縮され、又は解体されたものを含む。））
	⑪	福島県	福島県特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例	令和6年10月8日	令和7年1月1日			特定再生資源物（使用を終了し、収集された物のうち、金属（分解、破砕、圧縮その他の処理がされたものを含む。）又は金属を含む混合物、プラスチック（分解、破砕、圧縮その他の処理がされたものを含む。）又はプラスチックを含む混合物。）

*本調査で対象としている廃掃法上の政令市ではなく、一般市であるが、再生資源物条例を制定しているため併記した。

3.1.1 条例を制定している自治体への設問

(1) 条例制定の経緯・背景

条例を制定している自治体に、条例制定の経緯について確認したところ、「周辺の住民の不安・クレーム・健康影響への配慮」（8自治体）という回答が最も多く、次いで「騒音・振動・粉塵」（7自治体）や「水質汚濁」（7自治体）といった生活環境保全上の支障の発生を挙げる回答が多かった。



グラフ 21 条例制定の経緯（生活環境保全上の支障等）

[回答自治体数：13自治体、複数回答あり]

「その他」の内容

- ・ 不用品回収を端緒として発生した不法投棄
- ・ 適正な保管がされないまま長期間放置されることによって廃棄物化し、保管者の経済的事情等によって不法投棄状態となる事案が多発していたため。
- ・ 「法の適用を受けないリサイクル可能物は、生活環境保全上の支障を生じていても、適正処理指導を行う根拠がない。」という問題点があるとして制定された。
- ・ 資材置場を起因とした周辺環境への支障が大きかったことが制定の経緯となった。

(2) 条例に係る業務に携わる職員数

再生資源物の保管等事業場を規制する条例に係る業務（審査業務や監視業務）に携わっている職員数について確認したところ、担当職員数は自治体によって大きく幅があることが分かった（p48、表47）。自治体の規模や管内のヤードの数等によって、職員数も異なっていると考えられる。

また、職員の構成については、専任職員のみで対応するケース、専任職員と兼任職員の混成で対応するケース、兼任職員のみで対応するケースなどがあり、自治体によって状況が異なることが分かった。

表 47 条例に係る業務に携わる職員数
[回答自治体数：13 自治体（7 都道府県、6 政令市）]

		都道府県	政令市	合計	
		回答数	回答数	回答数	割合
担当職員数	5人以下	1	4	5	38%
	6～10人	1	1	2	15%
	11～15人	2	0	2	15%
	16～20人	0	1	1	8%
	20～25人	1	0	1	8%
	26～30人	1	0	1	8%
	～	-	-	-	-
	81人以上	1	0	1	8%
合計		7	6	13	100%
最大		86人	16人	86人	
最小		2人	2人	2人	
中央値		14.0人	4.5人	9.0人	

3.1.2 条例を制定していない自治体への設問

(1) 条例制定の必要性

条例を制定していない 116 の自治体に対して、条例制定の必要性を感じているかどうかについて確認を行ったところ、「必要性を感じている」と回答した自治体は 14 自治体であり、令和 6 年度の調査結果（18 自治体）よりも少なかった。

表 48 条例制定の必要性を感じているかどうか

条例制定の必要性	回答自治体数	割合
条例を制定していない自治体数	116	100%
条例制定の必要性を感じている	14	12%
条例制定の必要性は感じていない	99	85%
未回答	3	3%

条例制定の必要性を感じていない理由としては、「管内のヤードで生活環境保全上の支障が発生していないため」（38 自治体）という回答が最も多いものの、2 番目に多い理由として、「国レベルの全国統一の規制が必要であり、既にその議論が進められているため」（37 自治体）という回答も挙がっている（p 49、グラフ 22）。今回の調査で条例制定の必要性を感じている自治体が減少した理由は、再生資源物保管等事業場の規制の必要性を感じている自治体が減少したわけではなく、再生資源物の保管等の規制には、条例ではなく

「国レベルの法制度による規制が望ましい」と考えている自治体が多いためと考えられる (p57 表 58、グラフ 24 にて後述のとおり)。



グラフ 22 条例制定の必要性を感じていない理由

[回答自治体数：99 自治体、複数回答あり]

(2) 市町村からの条例制定の要望

表 49 管内の市町村からの条例制定の要望の有無

市町村からの条例制定の要望の有無	回答自治体数	
条例を制定していない都道府県数	39	100%
要望が出ている	5	13%
要望は出していない	23	59%
把握していない	11	28%

(3) 今後の条例制定の予定

表 50 今後の条例制定の予定

条例制定の予定	回答自治体数	
条例を制定していない自治体数	116	100%
条例を制定する予定がある	4	3%
条例を制定する予定はない	104	90%
未回答	8	7%

3.2 現行の「有害使用済機器保管等届出制度」についての意見

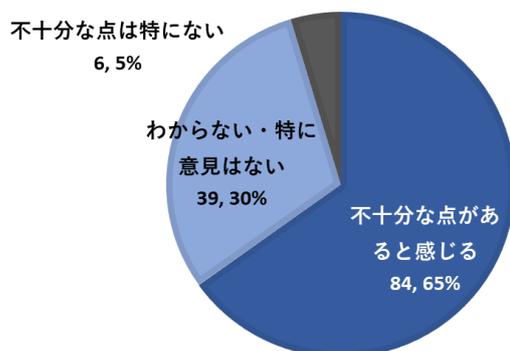
3.2.1 現行の届出制度の問題点

(1) 現行の届出制度に不十分な点があるか

現行の届出制度に不十分な点があるかについて確認したところ、65%の自治体が「不十分な点がある」と感じていることが分かった。

表 51 現行の届出制度に不十分な点があるか

現行の制度に対する意見	回答自治体数	割合
不十分な点があると感じる	84	65%
わからない・特に意見はない	39	30%
不十分な点は特にない	6	5%
合計	129	100%



グラフ 23 現行の届出制度に不十分な点があるか

(2) 現行制度において不十分だと思われる点

現行の届出制度に不十分な点があると回答した 84 自治体に、具体的にどのような点が不十分であるか確認したところ、以下のような回答が得られた。

表 52 現行制度において不十分だと思われる規制内容

[回答自治体数：84 自治体、複数回答あり]

不十分だと思われる規制内容	回答自治体数	割合
不十分な点があると回答した自治体数	84	100%
現行の「対象品目」が限定されていること	59	70%
「許可制」ではなく「届出制」であること	57	68%
流通経路が把握できないこと	41	49%
保管基準	21	25%
処分基準	14	17%
その他	25	30%

不十分な点の具体的な内容としては、「現行の対象品目が限定されていること」という回答が最も多く、次いで、「許可制ではなく届出制であること」、「流通経路が把握できないこと」という回答が多く、令和6年度の調査と同様の傾向であった。

上記の回答の補足やその他の意見として、25の自治体から以下のような意見が寄せられた。

表 53 「現行制度の不十分な点」についての意見の詳細

意見の分類	意見の詳細（抜粋）
対象品目が限定されていること	<ul style="list-style-type: none"> 有害使用済機器以外の品目を含め、再生資源物全般を規制対象とするべき。 届出対象の基準が不明確で、有害使用済機器への該当性判断が困難。
「許可制」ではなく「届出制」であること	<ul style="list-style-type: none"> 届出制ではなく許可制とし、不適正業者に対しては許可取消や罰則などの処分ができる必要がある。 許可制とし、役員の欠格要件を設けることが必要。 問題のある事業者は届出をしない傾向があるため、届出違反（無届）時の罰則強化が必要である。
流通経路が把握できないこと	<ul style="list-style-type: none"> マニフェストのような適正処理を追跡確認できる仕組みが必要。
保管基準・処分基準の厳格化	<ul style="list-style-type: none"> 有価物の取扱いにおいても産業廃棄物の処理基準と同等の基準を適用させることが必要。 ヤード業者での有害物質や処理困難物の受入れを禁止するべき。 生活環境保全上の支障発生防止のための規制が必要。
規制対象が保管業者・処理業者に限定されていること	<ul style="list-style-type: none"> 不用品を出す排出事業者（市民、事業者）の責任を追及できない。 ヤードを持たず車両回収のみを行っている事業者の規制も必要。
制度の周知不足	<ul style="list-style-type: none"> 中小零細や外国人のスクラップ買取業者が届出制度を認知していないことが多い。より周知が必要と考える。 外国人事業者への周知が課題。 事業者からの自主的な届出がないと、実態を把握することが困難。
「3.19通知」(使用済家電製品の廃棄物該当性判断)との矛盾	<p>本届出制度が創設される前は、「平成24年3月19日付使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）」をもって、事業者が有価物と主張しても廃棄物と認定して止めるよう指導できていたが、創設後はそのような指導ができなくなりました。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> 事業開始前に環境アセスメントの実施義務化を検討すべき。 家電リサイクル法との連携・整合性の問題。 調査権限がなく、重大な支障（火災等）が発生しない限り実態を把握できない。 有害使用済機器届出者の情報が不足しており、排出事業者が適正な事業者を選択できない。 長期保管の末に管理者不在となり、廃棄物として残置されるケースがある。 市町村に指導権限やノウハウがない。

これらの意見からも、現行制度のままでは、再生資源物の保管等を行う事業者に対して実効性のある指導を行うことが非常に困難であり、自治体担当者が指導の現場で切実な課題に直面していることがわかる。

3.2.2 届出制度と家電リサイクル法の連携における課題

令和7年度の調査では、新たに、「有害使用済機器保管等届出制度」と、「家電リサイクル法」に基づく家庭用エアコンなどの廃家電のリサイクルの連携における課題等について確認を行った。確認の結果、39自治体から課題が挙げられ（p52、表54）、現状では2制度が適切に連携できていないことが指摘された。

表54 有害使用済機器保管等届出制度と家電リサイクル法の連携における課題

[回答自治体数：39自治体、複数回答あり]

意見	回答数	割合*
特定家庭用機器が有害使用済機器保管等届出業者に流れてしまい、適正処理や再商品化が確保されていない。	22	56%
廃家電のリサイクル促進のため、特定家庭用機器は有害使用済機器から除外し、家電リサイクルの対象品目を拡大するべき。	22	56%
排出事業者（解体業者、家電量販店、不用品回収業者、市民等）への啓発や規制強化が必要。	10	26%
有害使用済機器と特定家庭用機器の見極めが困難。 （所有者・事業者の主張や意思による）	6	15%
リサイクル料金の前払い制の導入が必要。 （例：自動車リサイクル）	5	13%
関係法令の各所管部署間での情報・課題等の共有、制度面の連携強化が必要。	5	13%
現行では複数の法制度があり複雑であるため、行政や事業者が理解しやすい法体系が必要。	5	13%
排出者と当該機器の紐づけ、適正処理の追跡管理ができる仕組みが必要（マニフェストや家電リサイクル券のような）。	3	8%
解体業者がエアコンの中のフロン類を回収せずにヤード業者に流し、不適正な処理が行われる事例が多い。	3	8%
有害使用済機器の届出業者は、家電類の処理件数等を行政に報告しないため、家電のリサイクル状況の把握が困難。	2	5%
海外輸出を行う業者も多く存在するが、輸出先の国でどのように扱われているかを把握することが困難。	2	5%
都道府県と市町村の連携、役割の見直しが必要。	2	5%
その他	8	21%

* 回答自治体における割合

また、届出制度と家電リサイクル法の課題に関する「その他」の意見として、下記のような意見が寄せられた。

表 55 届出制度と家電リサイクル法の連携における「その他」の意見の詳細（抜粋）

意見の分類	意見の詳細
使用済家電のリサイクルルートの一歩化を求める意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不適正処理を防ぐ観点からは、家庭由来の使用済家電については、家電リサイクル法に基づく適正な処理ルートへ一本化することが望ましいと考える。 ・ 家庭から出る家電を有価物として自由に取引できる仕組みと、廃棄物としてリサイクル処理を求める仕組みが併存していることが、不適正処理の一因となっていると考える。
有害使用済機器届出事業者の処理のレベルに関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実態として、有害使用済機器保管等届出業者に家電リサイクル法で規定する再商品化の基準に準じた処理はできないため、届出業者による特定家庭用機器の取扱いは原則禁止すべき。 ・ 有害使用済機器は有価物として扱われるため、参入障壁が低く、外国人等の法理解に乏しい事業者によって生活環境保全上の支障が生じやすい。 ・ 家電4品目について、廃掃法において明確な処理基準が定められている中、屋外ヤードで処分する場合においては、適正処理が担保されない。（「3.19 通知」とも矛盾すると考えている）。 ・ 屋内でのPC手分解作業等、精密な作業を行っている正規の家電リサイクル業者と、屋外で雑品スクラップの重機破碎を行っているような事業者を同列で扱うことは不合理であると考ええる。
適正処理の確認の困難さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済家電を買取してリユースしていると申し立てる事業者が多く、それらが本当にリユースされているのか、適切に家電リサイクル法で処理されているのか、不適正に処理がされているのか、判断ができない場合がある。 ・ 立入検査時にすべてを把握・指導することは非常に困難。
リサイクル料金についての意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家電リサイクル法がリサイクル料金を後払いとする仕組みであるためビジネスを行う余地が生じ、結果として家電リサイクル法の存在自体が廃掃法の制度や理念に対し悪影響を与えているのではないかとさえ考える。 ・ 家電4品目の適正処理確保のため、家電リサイクル券のような仕組みを導入するとともに、リサイクル券の電子化を検討してはどうか。

課題 1：再商品化と適正処理の確保

届出制度と家電リサイクル法の連携における課題として特に多かった意見は、「特定家庭用機器が有害使用済機器保管等届出業者に流れてしまい、適正処理や再商品化が確保されていない（22 自治体）」という指摘であった。「廃家電のリサイクル促進のため、特定家庭用機器は有害使用済機器から除外し、家電リサイクルの対象品目を拡大すべき（22 自治体）」という意見も同様に多かった。

課題 2：届出業者の処理の技術的なレベルに関する意見

使用済家電が家電リサイクル法に基づいて処理される場合、「再商品化等の認定」を取得した処理施設において、金属やプラスチック等の素材毎に再商品化されるとともに、フロン類や重金属などの有害物についても適正に処理される。また、再商品化の過程で発生する粉塵や排水等も適切に処理され、騒音・振動などへの対策も施され、従業員の安全面にも配慮した作業環境の元で処理されるよう技術的な基準も設けられている。

一方で、使用済家電が有害使用済機器保管等事業場に売却されてしまう場合、実質的には有害使用済機器の届出業者に家電リサイクル法で規定する再商品化の基準に準じた処理はできないため、適正処理や再商品化が確保されない。また、処理に伴って発生する粉塵や有毒ガス、排水等の処理も不十分であるため、実際に生活環境保全上の支障が発生しており（p31、表 38）、場内の従業員の安全管理・作業環境への配慮も不十分であると推測される。

このように、届出業者と家電リサイクル事業者では、処理の技術的なレベルに明確な差があるため、届出業者による特定家庭用機器の取扱いは原則禁止とするか、あるいは、有害使用済機器の取扱いを許可制にするとともに保管基準・処分基準を厳格化し、技術的な基準を向上させた上で、届出業者による特定家庭用機器の取扱いを認めるか、いずれかの形で制度の見直しを行わなければ、使用済家電の適正処理の確保が困難な状況である。

課題 3：排出事業者への啓発・規制強化の必要性

3 番目に多かった意見として、「排出事業者（解体業者、家電量販店、不用品回収業者、市民等）への啓発や規制強化が必要」という指摘もあった。

現状では、「①家電リサイクル法に則った有料処分」と「②有害使用済機器保管等事業場への売却」という二つのルートが併存している中で、一般市民が使用済家電を有価物として売却すること自体を規制することは困難である。また、家電リサイクル法では、排出事業者に対して罰則等の規制はない。

しかし、上述したような有害使用済機器保管等事業場における生活環境保全上の支障などの課題は、一般市民にも広く啓発していく必要がある。

また、家電量販店や小売店等が、顧客から家電リサイクル料金を預かって回収した使用済家電を、ヤード業者等に違法に横流しした事件も過去に複数発生しており、排出事業者への規制強化も必要であると考えられる。

3.2.3 届出制度とフロン排出抑制法の連携における課題

令和7年度の調査では、さらに、「有害使用済機器保管等届出制度」と「フロン排出抑制法」によるフロン使用機器の引取り規制との連携における課題等について確認を行った。確認の結果、27の自治体から多くの課題が挙げられ（表56）、制度の見直しとフロン類の不適正処理の防止・回収強化の必要性が指摘された。

表56 有害使用済機器保管等届出制度とフロン排出抑制法の連携における課題

[回答自治体数：27自治体、複数回答あり]

意見	回答数	割合
流通経路によらず、フロンの適正処理が確保されるような規制が必要。	11	41%
フロン排出抑制法と有害使用済機器保管等届出制度と家電リサイクル法は対象が異なり、連携できていない。	8	30%
エアコン等が有害使用済機器の届出業者に流れてしまうと、フロン回収の責任の所在が曖昧になってしまう。	7	26%
取外し後のエアコンについて、フロン類が回収されたかどうかを確認できる管理制度があるとよい。	6	22%
事業者の認識不足により、フロンが回収されない状態のまま有害使用済機器の届出業者にエアコン等が引渡される事例がある。	6	22%
家庭用エアコンはフロン排出規制法の対象外であるが、家庭用も一律に規制対象にすべき。	6	22%
フロンガスを適正に処理したことが証明できない空調室外機は、有価物としての買取は認めないように規制するべき。	3	11%
有害使用済機器や廃家電は複数の法律で規制され複雑である。行政や事業者が理解しやすい法体系としてほしい。	2	7%
有害使用済機器の届出事業者において、フロンの不適正処理を行う事例がある（エアコンを重機等で破砕するなど）。	2	7%
関係法令の各所管部署での情報・課題等の共有、制度面での連携強化が必要。	2	7%
その他	7	26%

また、届出制度とフロン排出抑制法の課題に関する「その他」の意見として、下記のような意見が寄せられた。

表57 届出制度とフロン排出抑制法の連携における「その他」の意見の詳細（抜粋）

意見の分類	意見の詳細
排出事業者への啓発や規制強化の必要性	・ 建設リサイクル法パトロール時に、「エアコン等を有価物として売却するため、解体現場等においてフロンガスを不適正に放出してしまう」などの事例があると聞く。有害使用済機器の届出事業者に搬入される前に、解体現場で既に生活環境保全上の支障が生じているケースもある。

有害使用済機器届出事業者の処理のレベルに関する意見	<ul style="list-style-type: none"> 有害使用済機器保管等届出業者がエアコンや冷蔵庫を扱う場合は、フロン回収業者の登録を必要とするなど、技術的な要件を設けるべき。
フロン排出規制法の対象機器が限定されていること	<ul style="list-style-type: none"> ヤードでは家庭用エアコンのフロン放出が散見されるが、フロン法では業務用機器のみを規制対象としているため、フロン法所管部署との合同指導でも口頭注意に終わる。 有害使用済機器保管ガイドラインにおいても、フロン放出に関する指導基準は抽象的で、産廃の規制指導所管部署としては踏み込んだ指導をしづらい現状にある。
適正処理の確認の困難さ	<ul style="list-style-type: none"> 立入検査時にすべてを把握指導することは非常に困難
リサイクル料金についての意見	<ul style="list-style-type: none"> 対象機器の購入者に対して、フロンの処理費用も含めたリサイクル料金の前払制の導入が必要。

課題 1：フロン類の不適正処理

有害使用済機器保管等事業場には、実際にフロン類を含有したままの使用済機器が搬入されるケースがあり、また、それらを重機等でそのまま破碎するなどの不適正処理事例も確認されている。現状では、フロン類を含有する使用済機器がどのような流通経路を辿るかによって、フロン類が適正に処理されないケースが一定数発生していると考えられる。

業務用の機器であっても家庭用の機器であっても、また、どのような流通経路を辿る場合でも、フロン類の適正な回収・破壊が確保されるような包括的な仕組みが必要である。

課題 2：届出業者の処理の技術的なレベルに関する意見

前項と同様、届出業者に対しては、フロン類を含有したままの使用済機器の扱いを原則禁止とするか、あるいは、届出業者にフロン回収業者の登録を義務付けるなど、技術的なレベルを向上させた上で事業を行わせるか、いずれかの方法でフロンのみだり排出を防止していく必要がある。

課題 3：排出事業者への啓発・規制強化の必要性

使用済の業務用エアコンなどを排出する排出事業者（解体業者等）に遵法意識がなく、フロン類を適切に回収しないまま有害使用済機器保管等届出業者に引渡したり、又は、引渡す前に意図的に放出したりするなどの事例があることを鑑み、排出事業者への啓発や、より一層の規制強化が必要であると考えられる。

3.3 再生資源物保管等事業場の規制のあり方について

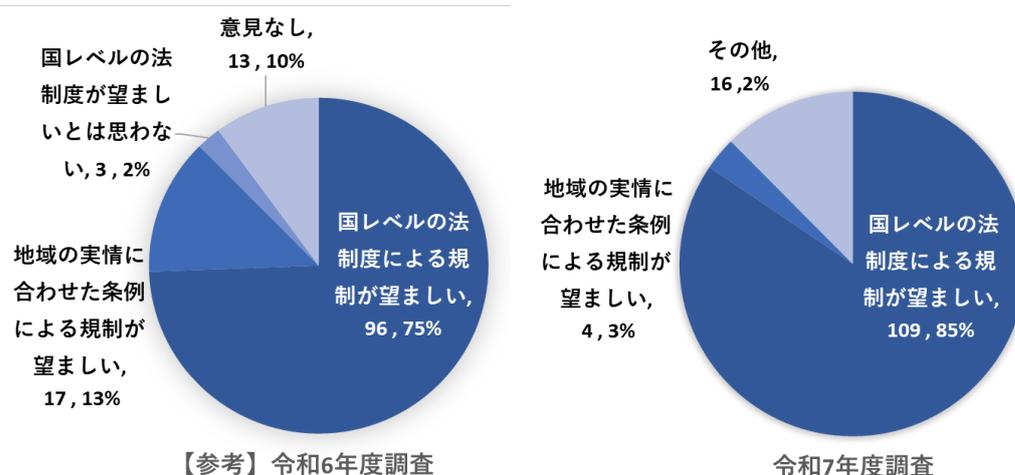
3.3.1 国レベルの法規制の必要性

(1) 国レベルの法規制と条例のどちらが望ましいか

再生資源物の保管等の業務に関して、国レベルの法規制が必要かどうかについて確認を行ったところ、85%の自治体が「国レベルの法制度による規制が望ましい」と考えていることが分かった。

表 58 再生資源物保管等事業場の指導及び監督における
国レベルの法規制の必要性

国レベルの法規制の必要性	回答自治体数	割合
国レベルの法制度による規制が望ましい	109	85%
地域の実情に合わせた条例による規制が望ましい	4	3%
その他	16	12%
合計	129	100%



グラフ 24 再生資源物保管等事業場を指導及び監督における
国レベルの法規制の必要性

「その他」の具体的な内容

- ・ 国レベルの法規制か条例のいずれであっても、何らかの形で規制されていればよいと考える。（本市においては県のヤード条例で規制されている。）
- ・ 国レベルの法制度による規制を行う場合、廃掃法ではなくその他の環境法令に基づく規制にするべき。
- ・ 本調査等による国内の状況把握の結果に応じて、規制の方法を検討いただくことが望ましいと考える。

(2) 国レベルの法規制が望ましい理由

再生資源物保管等事業場の指導及び監督のためには「国レベルの法制度による規制が望ましい」と回答した自治体に対して、その理由を確認したところ、以下のような意見が得られた。

表 59 国レベルの法規制が望ましいと考える理由

[回答自治体数：109 自治体、複数回答あり]

国レベルの法規制が望ましいと考える理由	回答自治体数	割合*
自治体から事業者に指導を行う際に、全国統一の基準の方が事業者の理解が得られやすいため。	96	88%
条例による規制の場合、事業者が規制から逃れるために条例のない自治体へ移転するケースがあり、全国的な問題に波及するおそれがある	90	83%
条例では、自治体による十分な指導ができず、抑止力が不十分なため。	34	31%
その他	15	14%

* 回答自治体における割合

「その他」の具体的な内容

<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国的に生活環境保全上の支障が発生しているため、国レベルの法規制が必要。 ・ 法律により罰則が規定されていない場合、抑止力としては不十分。 ・ 資源循環の促進のためには自治体レベルではなく、国レベルでの対応が必要。 ・ 不正輸出対策や、排出から最終処分までの適正処理の追跡管理には、国レベルの規制が必要。 ・ 処分や保管の基準の設定は技術的知見が必要であり、自治体での設定には限界がある。 ・ 国の成長戦略としてのサーキュラーエコノミーの推進に対応した法律が必要。 ・ 都道府県境界における事案で混乱を避けるため、全国統一の基準が必要。
--

- 国レベルの法規制を求める自治体の数は、令和6年度調査よりも10ポイント増加し（R6年度調査：75% → R7年度調査：85%）、全体として、再生資源物の保管等の業務に関する法律の整備が待たれている状況である。
- 国レベルの法規制を求める理由としては、「全国統一の規制の方が事業者の理解を得られやすい」という理由と、「条例のない自治体への事業場の移転を防ぐためには、全国統一の規制が必要である」という理由が多かった。

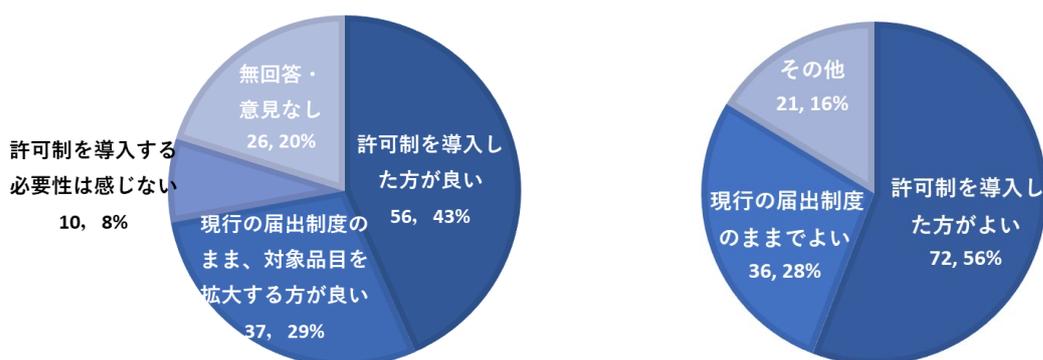
3.3.2 許可制の導入について

(1) 許可制と届出制のどちらが望ましいか

再生資源物の保管等の事業への許可制の導入について自治体の意見を確認したところ、「許可制を導入した方がよい」と回答した自治体が令和6年度より13ポイント増加した（令和6年度：43% → 令和7年度：56%）。

表 60 再生資源物の保管等の業務への許可制の導入について

許可制の導入について	回答自治体数	割合
許可制を導入した方がよい	72	56%
現行の届出制度のままでよい	36	28%
その他	21	16%
合計	129	100%



【参考】令和6年度調査
グラフ 25 再生資源物の保管等の業務への許可制の導入について

(2) 許可制を導入した方がよいと考える理由

許可制を導入した方がよいと回答した72の自治体に、その理由を確認したところ、下記のような理由が挙げられた。

表 61 許可制を導入した方がよいと考える理由

[回答自治体数：72自治体、複数回答あり]

許可制を導入した方がよいと考える理由	回答自治体数	割合*
規制強化により、不適正な保管・処理等を抑止し、不適正業者・悪質業者を排除することが可能になるため。	67	93%
生活環境保全上の支障の発生を防ぐため、再生資源物の保管・処理等の技術的な基準を遵守させる必要があるため。	62	86%
事業者の実態を把握し、指導を徹底するため（外国人含む）。	49	68%
その他	16	22%

*回答自治体における割合

許可制の導入を支持する自治体の93%（67自治体）は、許可制の導入が不適正業者・悪質業者の排除に有効であるという見解を持っていることが分かった。また、適正処理のための技術的な基準の遵守や、外国人を含めた事業者への指導の徹底においても、許可制の導入が望ましいという意見が多かった。

許可制の導入を支持する意見の詳細を下記に示す。

表 62 許可制を導入した方がよいと考える理由の詳細（抜粋）

意見の分類	意見の詳細
届出制のデメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・届出制になった際にいくつかの事業場が届出をただけで、以降の届出がされていないのが現状であり、届出制では実効性に乏しい。届出のない事業場に届出を促しても申請がなされないという実態がある。 ・許可の更新のような定期的な更新の機会がないと、届出済みの事業者の関心・認識が薄くなる。 ・届出制の場合は、行政内部の運用の面でも事業者側の受取方の面でも、廃棄物施設よりも一段階緩やかになる可能性が高く、規制として弱い。 ・届出制の場合、審査にかかる申請費用が徴収できず、当該業務に関する職員を確保できないため、事業者への十分な指導や監督が困難。 ・届出制度では、届出さえすれば簡単に事業を開始することができるため、許可制にして事前に事業を適切に行うことができるかどうか審査することが望ましい。
規制強化・許可制導入のメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・規制強化によって、安易な新規参入を防ぐことができるため。 ・許可制にすることで、市民への理解が進むと考える。 ・許可制である廃棄物施設に対するものと同様な指導・監督が可能であるため。 ・少なくとも破碎・選別等の施設については、設置許可制度を設けるべき。 ・外国人による言語の違いを理由とした制度の不理解を未然に防止することにつながると思われるため。
保管・処理等の技術的な基準の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・不十分な保管設備や不適正な保管方法のヤードの乱立を防止するためには、一律の基準を設けて、許可を受けてから設置することが望ましい。 ・廃棄物処理業と同程度の技術的能力を申請者に求めるべきである。 ・許可制の導入により、事前に有害使用済機器の不適正な保管等を抑止することができるため。
許可の取消や欠格要件の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・許可取得後も、不適正行為があれば許可の取消しができることが望ましい。 ・規制対象業者には、外国人犯罪者等が在籍するヤード業者も存在する可能性があり、県職員が業務遂行に当たる場合、事業者従業員から暴力行為を受けた際に職員が対応できず、生命・身体に危険が生じる可能性がある。このため、許可制の導入に当たっては、欠格要件を設ける必要がある。
警察との連携の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・遵法意識の低い外国人が経営している事業場が多く、実効性のある指導や不適正業者の排除のためには、警察と連携した対応が必要と考える。

	<ul style="list-style-type: none"> ・届出違反と無許可営業では警察の対応も違ってくることから、悪質な業者を指導するためには許可制度にすべきであると考えます。
既存のヤード条例との調整	<ul style="list-style-type: none"> ・本県では既に自動車ヤード条例及び金属スクラップヤード等規制条例を制定し、施行している。自動車ヤード条例は、自動車部品に用いられる油等による汚染及び不適正に取得された自動車部品の保管等の問題が発生していたことから、県が規制対象者やヤードの所在地・規模などの情報を速やかに把握する必要があると考え、届出制を採用した。一方、金属スクラップヤード等においては、保管物の高積みによる崩落のおそれ、騒音、火災などの支障が発生していたことから、様々な支障から県民生活の安全などを確保するため、許可制の条例とした。新たな規制制度の設計に当たっては、既に規制制度を設けている自治体の独自施策を尊重する内容となるよう配慮していただきたい。

(3) 届出制のままでよいと考える理由

一方で、現行の届出制を継続した方がよいと回答した36の自治体は、下記のような理由を挙げた。

表 63 届出制のままでよいと考える理由

[回答自治体数：36自治体、複数回答あり]

許可制を導入した方がよいと考える理由	回答自治体数	割合*
行政側、事業者側にとって負担が軽く、対応しやすいため。	19	53%
届出制でも十分な指導が可能であるため。	16	44%
過剰な規制を避け、従来の有害使用済機器の届出制度と対応をそろえるため。	15	42%
届出制のままで、保管基準等を強化することにより、十分な指導が可能になると考えられるため。	13	36%
その他	5	14%

*回答自治体における割合

届出制のままでよいと考える理由としては、「届出制の方が行政側・事業者側にとって負担が軽い」という意見が最も多かった。また、「従来の届出制のままで、保管基準等を強化することにより十分な指導を行える」という意見もあった。

(4) 許可制となった場合に必要な準備期間

今後、再生資源物の保管等の業務が許可制となった場合に必要な準備期間を確認したところ、「1年以上2年未満」という回答が最も多かった（30自治体、23%）。

表 64 許可制導入に必要な準備期間

[回答自治体数：80自治体、他の49自治体は「不明」「申請件数による」など]

許可制導入の対応に要する期間	回答自治体数	割合		期間
1年未満	20	16%	最大	5年
1年以上2年未満	30	23%	最小	0.04年
2年以上3年未満	23	18%	平均	1.4年
3年以上4年未満	5	4%	中央値	1年
4年以上5年未満	1	1%		
5年以上	1	1%		
合計	80	1		

(5) 許可制の導入に当たっての懸念事項等

その他、許可制の導入に当たって必要な対応や、自治体担当者が感じている懸念事項等について確認を行った。

表 65 許可制の導入に当たって必要な対応や懸念事項等 [回答自治体数：84自治体]

許可制導入に当たって必要な対応や懸念事項	回答自治体数	割合*
事務処理や実地調査等の負担の増加。	28	33%
規制対象となる事業者の把握が困難で時間を要する。	28	33%
事業者（特に外国人の経営者）への法制度の周知・指導が困難。	27	32%
事業者への周知や内部規定の制定、既存条例との調整等に十分な期間が必要。	19	23%
許可制導入に伴う対応職員の確保、庁内の人員配置や予算要求等の調整が必要。	18	21%
管内の対象事業者を把握できていないため、業務の増加量を推定できない。	16	19%
既存業者への対応（許可制移行への反発、移行の猶予期間の必要性）。	15	18%
外国人の経営者が多いため、制度の周知に相当な労力と時間を要する。	13	15%
担当職員の専門知識習得に時間を要する（研修や他自治体の視察等の必要性）。	10	12%
犯罪行為等への対応のため警察機関や出入国在留管理庁等との連携強化が必要。	5	6%
許可制移行後、既存業者の廃業・保管物の残置や無許可業者が出てくる懸念。	4	5%
関係する他課との内部調整が必要。	4	5%
再生資源物の定義、廃棄物妥当性の判断基準の明確化が必要。	3	4%
国からの支援の要望。	4	5%
産業廃棄物処理業許可との整合性の整理に懸念がある。	2	2%
規制を担保するため、欠格要件や罰則の制度を設ける必要がある。	2	2%
その他	20	24%

表 66 許可制の導入に当たっての懸念事項等に関する意見の詳細

意見の分類	意見詳細
外国籍の事業者への周知の困難さ	<ul style="list-style-type: none"> ・再生資源物の保管等を行う事業者は外国人であることが多いため、「許可を得られなければ事業ができない」という決まりを周知することが最も難しく、意思疎通に労力がかかることが想定される。 ・外国人経営者の企業の場合、法令遵守意識が低い企業が多く、指導には時間や労力が必要。 ・外国人が多いため、通訳や外国語ができる人材の確保、様々な言語に対応した説明資料が必要となる。（※特に中国語、ウルドゥー語が必要という意見あり） ・外国人による多数の申請が想定され、言語の問題に加えて、「文化」、「常識」、「考え方」の違いの観点から、対応に苦慮することが想定される。
警察機関や出入国在留管理庁等との連携強化の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・規制対象業者には、外国人犯罪者等が在籍するヤード業者も存在する可能性があり、県職員が業務遂行にあたる場合、事業者従業員から暴力行為を受けた際に、職員が対応できず、生命・身体に危険が生じる可能性がある。このため、許可制導入に当たっては、警察機関との連携を強化する必要があると考える。 ・一部のヤードにおいて、太陽光ケーブル等の盗品売買や外国人の不法就労も確認されていることから、警察組織や出入国在留管理庁等と連携したヤードへの立入を可能とする旨を条文に明記するべき。 ・悪意による盗品売買、外国人不法就労については許可の欠格事由とするなど、環境関係以外の側面も含めた検討が必要。 ・犯罪等の不適正行為に係る警察機関との協力体制の構築が必要。 ・身元照会の負担増加（警察、地検、市町村含む）が懸念される。
許可要件、審査基準の厳格化の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・許可対象者は、規模要件等による裾切りを設けず、厳格化すべき。 ・自動車リサイクル法の許可に準じた基準（欠格要件、標準作業書） ・適正処理や火災・油流出の防止対策など環境保全上、必要な施設に係る基準の厳格化。 ・廃棄物処分業者よりも、審査すべき点の事前整理がより必要になると考える。
事業者への教育、資格者・管理責任者の設置の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・許可の条件として、産業廃棄物の処理業者講習会と同様の講習会（当面は産業廃棄物処理業者講習会で可）を設けるなど、事業者に環境関連法規も含めて理解させる必要がある。 ・ヤード内には、特別管理産業廃棄物と同様の性状のものや、リチウム電池イオンのように火災が頻発し取扱いに注意が必要なものがあることから、取扱品目によっては、特別管理産業廃棄物管理責任者と同様に講習会受講や事業場への責任者設置を義務付ける必要がある。
既存業者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・保管基準が適用される場合であって、すでに多量に保管している事業者が事業そのものを放棄した場合、保管物が残置されるおそれがある。 ・許可要件を満たせず、無許可営業を行う事業者が現れる懸念がある。

人員不足への懸念	<ul style="list-style-type: none"> ・許可申請審査事務等を行う人員が確保できないことが懸念される。 ・現状、市役所全体として職員が足りない状況から、増員が認められず市として対応不可な状況となることも懸念される。
既存条例との整理	<ul style="list-style-type: none"> ・すでにヤード規制条例を制定している自治体において、国の許可等による二重規制とならないよう、規制の内容については各自治体の規制状況を踏まえて検討してほしい。 ・法施行後に条例を廃止しても支障がない規制内容としていただきたい。
国への支援の要望	<ul style="list-style-type: none"> ・国による説明会の開催を希望する。 ・導入に当たって、全ての自治体が足並みを揃えて対応できるよう、多言語に対応した説明資料等は国で用意されたい。 ・許可基準の統一を図るため、国による解説やQ&A等、十分なフォローアップが欲しい。 ・国が主体となり、既存事業者の現状把握や指導を行っていただきたい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の制度を理解している廃棄物処理業者と異なり、再生資源物を取り扱う業者は初めて規制を受けることになる場合が多いと想定され、特に制度導入当初において制度周知や指導監督などの現場の負担が大きいと考えられる。 ・規制内容が住民の要望に応えられるだけの実効性があるものか懸念がある。 ・業界団体に未所属の事業者への周知方法（未所属者への指導が不可欠） ・社会福祉法人などの事業場で、不要になったパソコンを解体しリサイクルで社会貢献する活動を行っており、そのため届出を出している法人があることから、許可については業種指定を検討する必要があると思われる。

- 許可制導入に当たっての懸念事項として、84自治体から意見が寄せられた。事務処理負担の増加や、そもそもの管内の事業者数の把握の困難さを挙げる意見のほか、外国籍の事業者への指導の困難さを指摘する意見も多かった。
- 外国籍の事業者への指導が困難な理由としては、言語の問題だけでなく、「文化」、「常識」、「考え方」の違いや、「遵法意識の低さ」を指摘する意見もあり、必ずしも「多言語対応の説明資料があれば解決する」というものではないことが示唆された。指導の現場においては相当な労力が発生すると考えられ、指導業務に充てる人員の不足を懸念する声もあった。
- また、ヤードの一部には、外国人犯罪者等が在籍するケースや盗品売買の拠点となっているケースがあること、不法就労などの事例も見られることなどから、警察機関や出入国在留管理庁等との連携の必要性も指摘された。
- その他、適正処理や環境保全対策のための設備面の基準強化や、事業者への教育・研修（例：許可申請時の講習、特別管理産業廃棄物管理責任者の講習など）の必要性も指摘された。

3.3.3 規制対象品目の拡大について

(1) 規制対象品目を拡大するべきか

再生資源物保管等事業場への適正な保管・処分等に係る指導を行うに当たって、現行の届出制度の対象品目よりも規制対象を拡大するべきかについて確認を行ったところ、8割近くの自治体が「対象品目を拡大した方がよい」と回答した。

表 67 規制対象品目を拡大した方がよいと思うか

規制対象品目の拡大について	回答自治体数	割合
対象品目を拡大した方がよい	102	79%
対象品目を拡大する必要はない	27	21%
合計	129	100%

(2) 規制対象品目を拡大した方がよいと考える理由

「対象品目を拡大した方がよい」と回答した 102 の自治体に対して、その理由を確認したところ、以下の回答が得られた。

表 68 規制対象品目を拡大した方がよいと考える理由

[回答自治体数：102 自治体]

規制対象品目を拡大した方がよいと考える理由	回答自治体数	割合*
規制対象外の雑品スクラップ、金属スクラップ等についても、有害性・発火性・爆発性があるものや騒音・振動の発生、フロンや廃油等の漏洩の原因となるものが多いため。	85	83%
再資源物保管等事業場の中で、有害使用済機器のみを扱っている事業場は少なく、対象品目に限定した指導では限界があるため。	82	80%
その他	11	11%

*回答自治体における割合

「その他」の具体的な内容

- ・ 有価の再生資源物を網羅的に規制する制度が望ましい。
- ・ (限定された品目の規制の場合) 現場では解体や分解されているものが多く、対象品目であるかの判断が出来ない。
- ・ 現状では規制の対象外である再生プラスチックの取扱いについても、規制が必要。
- ・ 有害使用済機器とリユース品の区別が困難。
- ・ 再生資源物の定義が必要。
- ・ 有害物を含有するものについては規制強化が必要。
- ・ 従来、許可不要とされてきた金属スクラップ業者などの「専ら業者」の扱いについて、許可の対象とするかどうかの議論が必要。
- ・ ヤード業者を含む流通経路のどの範囲までを規制対象とするべきかについては、議論が必要(電気炉製鋼所が屑鉄を買い取る行為も規制対象となるのか等)。

令和7年度の調査でも、有害使用済機器保管等事業場の7割以上は、有害使用済機器以外の再生資源物を扱っていることが判明していることから（p3表1、グラフ1）、規制対象品目を合理的に拡大していく必要があると考えられる。

(3) 規制対象品目をどのように拡大すべきか

次に、規制対象品目をどのように拡大すべきかについて確認したところ、「保管されている資源物の素材に着目して、全ての資源物を包括的に対象品目とした方がよい」という回答が回答自治体の84%を占めた。

一方で、現行の届出制度のように「個別の物品を追加して規制対象とする方がよい」という意見は、10%未満にとどまった。

表69 規制対象品目をどのように拡大すべきか

[回答自治体数：102自治体]

規制対象品目をどのように拡大すべきか	回答自治体数	割合*
保管されている資源物の素材に着目して、全ての資源物を包括的に対象品目とした方がよい**	86	84%
個別の物品を追加して規制対象とする方がよい***	9	9%
その他	7	7%
合計	102	100%

*回答自治体における割合

** 例：金属を含むもの、プラスチックを含むもの等

*** 例：給湯器、発電機、自転車等

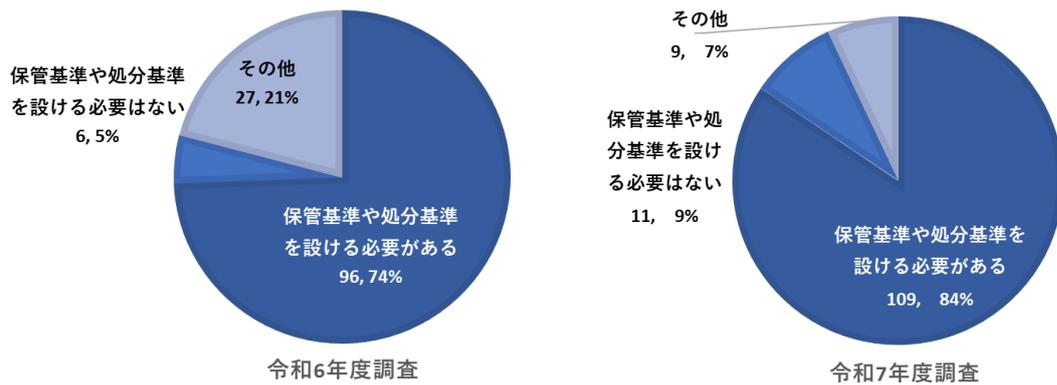
3.3.4 保管基準・処分基準の必要性

(1) 保管基準・処分基準を設けるべきか

再生資源物の保管等に関して、保管基準や処分基準を設ける必要があるかどうかについては、令和7年度調査では全体の84%の自治体が「必要がある」と回答し、令和6年度調査と比較して10ポイント増加した。

表70 再生資源物の保管等における保管基準・処分基準の必要性

規制対象品目の拡大について	令和6年度調査		令和7年度調査	
	回答数	割合	回答数	割合
保管基準や処分基準を設ける必要がある	96	74%	109	84%
保管基準や処分基準を設ける必要はない	6	5%	11	9%
その他	27	21%	9	7%
合計	129	100%	129	100%



グラフ 26 再生資源物の保管等における保管基準・処分基準の必要性

(2) どのような保管基準・処分基準が必要か

「保管基準や処分基準を設ける必要がある」と回答した 109 自治体に対して、どのような基準を設ける必要があるかについて確認したところ、101 の自治体から以下のような意見が得られた。

表 71 どのような保管基準・処分基準を設ける必要があるか [回答自治体：101 自治体]

保管基準・処分基準	回答数
廃掃法（産業廃棄物）と同等の保管基準・処分基準	63
保管量の上限の設定（崩落防止、高さ、勾配、保管量、保管期間）	27
有害使用済機器と同等の保管・処分基準	17
生活環境保全*のための保管・処分基準	16
火災防止やリチウムイオン電池の取扱いに関する保管・処分基準、延焼防止設備の設置	12
再生資源物の種類や性状に応じた保管・処分基準（容器保管等）	9
フロンや重金属等の有害物質を含有する機器や鉛蓄電池等を適正に処理するための基準	8
事前の環境影響評価や処理計画**の提出、処理実績の報告等の義務付け	6
屋内保管又は屋根や三方囲いの設置の義務付け	4
地下浸透を防止するためのコンクリート敷設や油水分離槽の設置の義務付け	4
先行する自治体条例と同等の保管・処分基準	3
帳簿作成の義務付け（窃盗品の持ち込み防止や不適正処理の防止）	3
基準の策定とともに、命令、許可取消し、立入検査、報告徴収、罰則などの制度も必要	3
ねずみや害虫の発生防止に関する保管基準	2
管理責任者の設置	2
その他	7

* 飛散・流出、騒音・振動、水・土壌の汚染等の防止

** 事前の環境影響評価や処理計画の提出（搬入量・搬出量、売却ルート、商品化工程）、処理実績の報告等の義務付け

「その他」の具体的な内容

- ・重機破碎の禁止
- ・適正処理の確認・追跡が可能な管理票制度（マニフェスト、家電リサイクル券）
- ・排水処理の施設に係る基準や排水の水質基準
- ・事業者名、事業内容、管理者等の表示、掲示板の設置
- ・経理的基礎の確認
- ・住居系地域等への立地制限
- ・カメラによる事業場内動画撮影・記録の義務付け
- ・ヤードの周囲には囲いが設けられていることが多くあるが、これが壁となり保管量を増やしている。また、外部から中を見ることができず、不適正な処理につながっている。そのため、全面を囲うことを禁止（1方向は開けておく）する等の規制があるとよい。

- 保管基準・処分基準に関する意見として最も多かったのは、再生資源物保管等事業場についても「廃掃法と同等の保管基準・処分基準」を適用するべきという意見であった（63自治体）。
- 特に、フロン類や重金属、鉛蓄電池、リチウムイオン電池など、有害性のあるものや取扱いに注意が必要なものについては、それらの性状に応じた適正な処理が行われるよう基準を設けるべきであるという意見も多数寄せられた。
- 事業場の設備に関する意見としては、「屋内保管のための設備」、「屋根の設置」、「三方囲いの設置」、「延焼防止設備」、「地下浸透を防止するためのコンクリート敷設」、「油水分離槽の設置」など、生活環境保全上の支障を防止するための設備の義務付けを求める意見が挙げられた。
- また、保管や処分の技術的な基準の他に、「事前の環境影響評価の実施」や「処理計画の提出」、「マニフェストの使用」、「帳簿の作成」、「処理実績の報告」等の義務付けなど、事業の管理・運営面においても、産業廃棄物処理業者と同様の義務を課すべきであるという意見もあった。
- その他、これらの基準等の法令遵守を徹底させるためには、自治体が事業者に対して、改善命令や許可取消し、立入検査、報告徴収、罰則の適用などを可能にする制度も必要であるとの指摘もあった。

3.3.5 再生資源物保管等事業場の規制のあり方についての意見

再生資源物の保管等の取扱いにどのような規制が望ましいかという点について、アンケートの最後に自由記載で意見を求めたところ、39の自治体から意見が寄せられた。

表 72 再生資源物保管等事業場の規制のあり方について

[回答自治体数：39自治体、複数回答あり]

再生資源物保管等事業場の規制のあり方についての意見	回答数
廃掃法以外の法令で規制するべき	16
不適正な保管や処分を防ぐための明確な規制が必要	13
事業者への周知と指導の徹底（特に外国人経営者）	10
生活環境保全上の支障発生防止のための規制が必要	9
罰則や欠格要件など、規制の厳格な運用・実効性の確保が可能な仕組みが必要	9
警察や消防、出入国在留管理庁等との連携強化	7
他の法令（水質汚濁防止法、騒音規制法、消防法、古物営業法等）も見直しが必要	6
これまでの取組（過去の通知、条例制定等）を踏まえた規制であるべき	4
十分な準備期間や周知期間が必要	4
立地規制や地元合意、土地所有者の責務	4
搬入元（排出事業者）の責任強化	3
事業者（外国人も含め）が理解しやすく、行政も適切に指導できる制度が必要	3
帳簿の作成やマニフェストのような適正処理の追跡確認が可能な仕組みの義務化	3
有害使用済機器以外の品目を含め、再生資源物全般を規制対象とするべき	3
自治体の意見を踏まえた技術的な支援と情報提供	3
廃掃法での規制が望ましい	2
製造販売業者への対応強化	2
速やかな法改正を望む意見	2
その他	11

表 73 再生資源物保管等事業場の規制のあり方に関する「その他」の意見の詳細

意見の分類	意見詳細
事業者（外国人を含め）が理解しやすく、行政も適切に指導できる制度が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人にも分かり易く、守りやすい単純明快な制度にしてほしい。 ・規制対象となる事業者が日本語の通じない又は日本語の通じないフリをする外国人であることが多いため、外国人にも確実に伝わるような対策（チラシの配布、外国語に翻訳した通知）を願いたい。
警察機関や出入国在留管理庁等との連携強化の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤード問題は、生活環境保全上の支障のみではなく、ヤードの中で犯罪が行われているのではないかという不安に起因するもの大きい。環境法令、環境部局のみでの対応には限界があるので、警察との連携なども視野に入れた体制の整備が必要と考えられる。 ・許可の要件として、申請者が外国人、又は一定数以上の株式を有する株主若しくは役員等が外国人の法人の場合は、当該外国人に国内の就労資格等があることを設けること。また、当該外国人の在留資格等の確認ができるシステムを設けること。
廃掃法以外の法令で規制すべき	<ul style="list-style-type: none"> ・再生資源物（有価物）の規制を廃掃法で規定する理由や意義については明確に示していただきたい。再生資源物（有価物）の規制に重点を置くのであれば、廃掃法全体の見直しをした方が、事業者側も行政側も運用しやすくなる。 ・これらの制度が仮に廃掃法の改正の範囲で行われた場合、当該法律の中で、廃棄物と相反する有価物の規制を大々的に行うこととなり、廃掃法の規制の対象物が不明確になってしまい、また、廃棄物と相反する有価物の規制について、廃掃法を所管する廃棄物規制部局が行うことにより、規制内容が煩雑になり、適正な指導等が行えないおそれがある。
廃掃法で規制すべき	<ul style="list-style-type: none"> ・再生資源物と一旦判断されたものであっても、その後の状況により廃棄物認定に至る場合もありうる。そのため、一つの法令（廃掃法）で規制した方が、事業者・行政ともに事務負担等が軽減されることや、条例より重い罰則を科すことができ、その場合、抑止力が高くなると思われるため。
生活環境保全上の支障発生防止のための規制が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境保全上の支障の発生を防止するため、事業者の能力に係る基準を設けること。 ・問題があるものを有害使用済機器保管等事業場及び再生資源物保管等事業場に受け入れさせないようにする施策であってほしい。
有害使用済機器以外の品目を含め、再生資源物全般を規制対象とするべき	<ul style="list-style-type: none"> ・再生資源物は、保管状況等により廃棄物に該当する可能性があるが、その判断が困難である。再生資源物は、家庭系・事業系で区別されていないため、事業者が再生資源物であると主張する物が廃棄物と判断される場合、その対応が複雑になることが懸念される（再生資源物は都道府県等、廃棄物は市町村対応）。 ・有害使用済機器のように、雑品スクラップの品目（定義）を明確化していただきたい。

<p>既存業者への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> 再生資源物保管等事業場については周辺住民から過剰保管や操業に伴う騒音、振動といった苦情が頻繁に寄せられているところである。このことを踏まえ、許可制度を設ける場合にあつては、当該許可基準に適合しない既存事業者に対し、届出等によるみなし許可が与えられることがないよう検討されたい。
<p>立地規制や地元合意、土地所有者の責務</p>	<ul style="list-style-type: none"> 住民からは、「近隣に住宅地や教育施設等がある場所で行っても問題ないのか」といった立地に関する相談がほとんどのため、国民の不安解消策として立地規制が必要と考える。 新規参入や新規事業場を増やさないような、現状以上には悪化しないような取り組みは取れないのか。（立地を認めない、事業場規模拡大を認めないなど）
<p>国への支援の要望</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国による統一的な規制であれば、現場で円滑な対応が行えるよう、新制度に関する解釈・運用・判断基準等について示していただくなどのバックアップ・技術的な支援への配慮をしていただきたい。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> 良質な故鉄の有価購入を規制して、質が悪く廃棄物として金銭を受領して処分する行為が未規制というのは、法の平等原則に反するため、専ら物許可不要制度の改正廃止も併せて行われたい。 法改正に当たっては、現場で適切に運用できるような実効性がある制度とするため、あらかじめ自治体の意見をよく聞いた上で制度設計を行うとともに、速やかな法改正へ向けて取り組んでほしい。 家電リサイクル法やフロン排出抑制法との制度的連携、部署間の連携が必要。

- 再生資源物の保管等の業務を廃掃法で規制することについては、令和6年度の調査と同様、違和感を指摘する声や、理由や意義を明確に示してほしいとする意見が一定数見られた。
- 一方で、「再生資源物」の価値が、その性状や市況の変化、事業者の事情等により、有価物から廃棄物に変わることもあり得ることを踏まえ、再生資源物についても廃掃法による規制で一本化するべきという意見もあった。
- その他、水質汚濁防止法、騒音規制法、消防法、古物営業法、専ら物許可不要制度など、他の法令も合わせて見直しが必要であるという意見も出された。
- また、3.2.2 (p52) や 3.2.3 (p55) で触れたような家電リサイクル法やフロン排出抑制法との制度的連携の必要性も改めて指摘された。
- 総論として、再生資源物の保管等の業務については、①許可制の導入、②規制対象品目の拡大、③保管基準・処分基準の厳格化、④自治体による再生資源物保管等事業場への立入調査権限の強化、警察等との連携強化、罰則の適用など、方向性としては規制強化を求める声が多数を占めていることが確認された。
- 再生資源物に関する法規制の必要性は多くの自治体が求めているところであり、早急な法整備が待たれている。

4. まとめ

4.1 有害使用済機器保管等事業場について

(1) 事業場の件数

- ・ 令和7年度の調査で把握された有害使用済機器保管等事業場の届出件数は678件で、令和6年度より66件(約10%)増加した。届出件数は、届出制度開始以来、一貫して増加傾向にある。
- ・ また、有害使用済機器保管等事業場の7割以上(496/678件)は「有害使用済機器以外の再生資源物も扱っている事業場」であり、規制対象品目を限定せずに幅広く規制する必要があることが改めて確認された。
- ・ また、有害使用済機器保管等事業場の要件に該当しているものの、必要な手続等が完了しておらず、届出するよう指導中の事業場も140件確認された。届出が完了していない理由としては、「届出手続中であるため」という理由のほか、「有害使用済機器を取扱っているものの、保管基準や処分基準を満たしていないため指導中である」というものや、「責任者が外国人であり制度の理解や日本語での書類作成が困難である」等の理由が挙げられた。

(2) 生活環境保全上の支障の発生状況

- ・ 令和6年10月1日～令和7年9月30日の1年間に、有害使用済機器保管等事業場において生じた生活環境保全上の支障の件数は30件であり、令和6年度と比較して6件増加した。
- ・ 支障の種類としては「騒音・振動」(7件)が最も多く、次いで「火災」(6件)と「飛散・流出」(6件)が多かった。

4.2 再生資源物保管等事業場について

(1) 事業場の件数

- ・ 自治体による再生資源物保管等事業場の把握状況は、令和6年度と比較して進んでおり、「把握している」及び「部分的に把握している」と回答した自治体の合計は94自治体で、令和6年度より9ポイント増加した。
- ・ 令和7年度の調査で把握された再生資源物保管等事業場の件数は4,625件で、令和6年度の調査で把握された件数と比較して約42%(1,365件)増加した。
- ・ 再生資源物保管等事業場の地方別の分布を見ると、昨年と同様に関東地方に最も多く存在しており、把握された再生資源物保管等事業場の約61%を占めている。
- ・ ただし、再生資源物保管等事業場の把握状況は地方によって差があるため、把握割合の低い地域には、より多くの再生資源物保管等事業場が存在している可能性がある。
- ・ 屋内/屋外の別で見ると、令和7年度調査で判明した再生資源物保管等事業場の大半は「屋外」の事業場であり(51%)、再生資源物を扱う事業者の多くが最小限の設備投資で事業を行っている。このため、保管されている資源物の飛散・流出や、風雨や紫外線による劣化が起りやすく、周辺環境への影響が生じやすい状況である。

- ・一部の自治体では、管内の再生資源物保管等事業場の増加を把握しており(38自治体)、増加の要因としては「外国籍の事業者の進出」が最も多かった(26/38自治体)。
- ・事業場の増加を報告した自治体は全国の各地域に分散しており、現在のようなスクラップ価格の高騰が続く場合、今後も増加していく可能性がある。

(2) 再生資源物の保管状況

- ・再生資源物の種類を、「金属スクラップ」、「雑品スクラップ」、「プラスチックスクラップ」「使用済自動車関係の再生資源物」、「その他の再生資源物」に大まかに分類した上で、実際の事業場での保管状況を確認したところ、有害使用済機器に該当しない多種多様な再生資源物が実際に保管されていることが分かった。
- ・さらに、自治体担当者に、規制対象にする必要があると考えられる再生資源物を確認したところ、鉛蓄電池やリチウムイオン電池、業務用エアコンや業務用冷蔵冷凍機などを含む「雑品スクラップ」を挙げる意見が特に多かった。

(3) 再生資源物の流通経路

- ・再生資源物の流通経路の把握状況については、令和6年度と比較して進んでおり、「把握している」及び「部分的に把握している」と回答した自治体の合計は65自治体で、令和6年度より10ポイント増加した。
- ・再生資源物(自動車スクラップ以外)の仕入元の上位は、「個人・一般家庭」、「建築物解体工事業者(元請け、下請け)」、「不用品回収業者・片付け業者」、「同業他社(ほかのヤード事業者)」、「建設工事業者」の順となり、昨年調査結果とおおむね同じ傾向であった。
- ・再生資源物の搬出先としては、「海外への輸出」を挙げる回答が最も多く、国内資源が広く海外に流出している可能性が示された。再生資源物の不適正な輸出を防止していくためには、再生資源物の取扱いに関する法整備を早急に行い、事業者の把握や再生資源物の流通経路の把握を進めていく必要があると考えられる。

(4) 生活環境保全上の支障の発生状況

- ・再生資源物保管等事業場における生活環境保全上の支障の把握状況についても、令和6年度と比較して進んでおり、「把握している」及び「部分的に把握している」と回答した自治体の合計は68自治体で、令和6年度より13ポイント増加した。
- ・令和6年10月1日～令和7年9月30日の1年間に、再生資源物保管等事業場において生じた生活環境保全上の支障の件数は275件であり、令和6年度より64件(30%)増加した。
- ・支障の種類としては、騒音・振動(103件)の発生件数が最も多く、次いで飛散・流出(44件)、火災(35件)の順に多かった。
- ・また、水質汚濁や土壌・地下水汚染等についても、令和6年度と比較して10件前後増加しており、再生資源物保管等事業場による環境汚染のリスクが高まっていると考えられる。
- ・依然として半分近い自治体(61自治体)は生活環境保全上の支障を把握しておらず、潜在的にはより多くの支障が発生している可能性がある。

- ・ 再生資源物の中でも、特に取扱いに注意が必要なものとして、使用済の鉛蓄電池、リチウムイオン電池、家庭用エアコン・業務用エアコンについて、生活環境保全上の支障の発生状況や処理上の問題点を確認した。結果、業務用エアコン・家庭用エアコンに関する処理上の問題点が多く指摘された。
- ・ また、6自治体から、再生資源物保管等事業場内における小型焼却炉による焼却や、野焼きによるトラブルの事例が報告された。再生資源物保管等事業場内で、被覆銅線等の有価物を焼却する場合、廃掃法の規制の対象外であり、現状では指導が困難である。しかし、焼却による黒煙や臭気の発生、燃えがら等の不適正処理は、従業員の健康への影響や環境汚染を引き起こす可能性があり、周辺住民からの苦情にも繋がっており、問題となっている。

4.3 現行の届出制度について

(1) 現行の届出制度に対する意見

- ・ 現行の届出制度に不十分な点があるかについて確認したところ、全体の65%の自治体は何らかの点で「不十分な点がある」と感じていることが分かった。
- ・ 不十分な点の具体的な内容としては、「現行の対象品目が限定されていること」という回答が最も多く、次いで、「許可制ではなく届出制であること」、「流通経路が把握できないこと」という回答が多い結果となり、令和6年度調査と同様の傾向であった。

(2) 届出制度と家電リサイクル法の連携における課題

- ・ 現行の「届出制度」と、「家電リサイクル法」に基づく家庭用エアコンなどの廃家電のリサイクルの連携における課題等について確認を行ったところ、多くの課題が挙げられ、現状では二つの制度が適切に連携できていないことが指摘された。
- ・ 家電リサイクル法で規定する再商品化等の認定を取得した「①家電リサイクル工場」と、「②有害使用済機器保管等届出業者」を比較した場合、処理技術や作業環境、環境対策等のレベルに明確な差がある。しかし、現状では、排出事業者（一般市民、解体業者等々）の意思や流通経路によって、一定数の使用済機器が届出業者に搬入され、その結果、使用済家電に含まれる資源の再商品化が国内で行われただけでなく、様々な生活環境保全上の支障が発生する結果となっている。
- ・ また、排出事業者（解体業者、家電量販店、不用品回収業者、市民等）への啓発・規制強化の必要性も指摘された。

(3) 届出制度とフロン排出抑制法の連携における課題

- ・ 現行の「届出制度」と、「フロン排出抑制法」によるフロン使用機器の引取り規制との連携における課題等について確認を行ったところ、多くの課題が挙げられ、制度の見直しとフロン類の不適正処理の防止・回収強化の必要性が指摘された。
- ・ 有害使用済機器保管等事業場には、実際にフロン類を含有したままの使用済機器が搬入されるケースがあり、また、それらの不適正処理事例（重機破碎等）も確認されている。

- ・ また、排出事業者（解体業者等）への啓発・規制強化の必要性も指摘された。

4.4 再生資源物保管等事業場の規制のあり方について

(1) 国レベルの法規制の必要性

- ・ 再生資源物の保管等の業務に関して、国レベルの法規制が必要かどうかについて確認を行ったところ、国レベルの法規制を求める自治体が令和6年度より10ポイント増加した。（R6年度：75% → R7年度：85%）
- ・ 国レベルの法規制を求める理由としては、「全国統一の規制の方が事業者の理解を得られやすい」という理由と、「条例のない自治体への事業場の移転を防ぐためには、全国統一の規制が必要である」という理由が多かった。
- ・ 全体として、再生資源物の保管等の業務に関する法律の整備が待たれている状況である。

(2) 許可制の導入について

- ・ 再生資源物の保管等の事業への許可制の導入について、各自治体の意見を確認したところ、「許可制を導入した方がよい」と回答した自治体が令和6年度より13ポイント増加した。（令和6年度：43% → 令和7年度：56%）
- ・ 許可制の導入を支持する自治体の93%は、許可制の導入が不適正業者・悪質業者の排除に有効であるという見解を持っていることが分かった。また、適正処理のための技術的な基準の遵守や、外国人を含めた事業者への指導の徹底においても、許可制の導入が望ましいという意見が多かった。
- ・ 一方で、許可制の導入に当たって必要な対応や懸念事項等についても、非常に多くの意見が寄せられた。事務処理負担の増加や、そもそもの管内の事業者数の把握の困難さを挙げる意見の他、外国籍の事業者への指導の困難さを指摘する意見も多かった。
- ・ 外国籍の事業者への指導が困難な理由としては、言語の問題だけでなく、「文化」、「常識」、「考え方」の違いや、「遵法意識の低さ」を指摘する意見もあった。
- ・ また、ヤードの一部には、外国人犯罪者等が在籍するケースや盗品売買の拠点となっているケースがあること、不法就労などの事例も見られることなどから、警察機関や出入国在留管理庁等との連携の必要性も指摘された。
- ・ その他、適正処理や環境保全対策のための設備面の基準強化や、事業者への教育・研修（例：許可申請時の講習、特別管理産業廃棄物管理責任者の講習など）の必要性も指摘された。

(3) 規制対象品目の拡大の必要性

- ・ 再生資源物保管等事業場への適正な保管・処分等に係る指導を行うに当たって、現行の届出制度の対象品目よりも規制対象を拡大すべきかについて確認を行ったところ、8割近くの自治体が「対象品目を拡大した方がよい」と回答した。
- ・ 拡大した方がよいと考える理由としては、現行のような限定された品目のみを規制対象とする方法では指導に限界があり、また、現状規制対象外である雑品スクラップやプ

ラスチックスクラップ等についても、生活環境保全用の支障の原因となるものがあるため、再生資源物を網羅的に規制する法制度が必要だという意見が多かった。

- ・ さらに、対象品目をどのように拡大するべきかという問に対しては、回答自治体の84%（86自治体）が、「保管されている資源物の素材に着目して、全ての資源物を包括的に対象品目とした方がよい」と回答した。現行のように、個別の物品を追加で指定する場合、漏れが生じてしまい、十分な規制が困難になることが指摘された。

(4) 保管基準・処分基準の必要性

- ・ 再生資源物の保管等に関して、保管基準や処分基準を設ける必要があるかどうかについては、令和7年度調査では全体の84%の自治体が「必要がある」と回答し、令和6年度調査と比較して10ポイント増加した。
- ・ 保管基準・処分基準に関する意見として最も多かったのは、「再生資源物保管等事業場についても、廃掃法と同等の保管・処分基準を適用するべき」という意見であった（63自治体）。
- ・ 特に、有害性のあるものや取扱いに注意が必要なものについては、それらの性状に応じた適正な処理が行われるよう基準を設けるべきであるという意見が多かった（例：特別管理産業廃棄物の処理基準）。
- ・ 事業場の設備については、「屋内保管のための設備」、「屋根の設置」、「三方囲いの設置」、「延焼防止設備」、「地下浸透を防止するためのコンクリート敷設」、「油水分離槽の設置」など、生活環境保全上の支障を防止するための設備の義務付けを求める意見が挙げられた。
- ・ また、技術的な基準のほかに、「事前の環境影響評価の実施」や「処理計画の提出」、「マニフェストの使用」、「帳簿の作成」、「処理実績の報告」等の義務付けなど、事業の管理・運営面に於いても、産業廃棄物処理業者と同等の義務を課すべきであるという意見もあった。
- ・ その他、これらの基準等の法令遵守を徹底させるためには、自治体が事業者に対して、改善命令や許可取消し、立入検査、報告徴収、罰則の適用などを可能にする制度も必要であるとの指摘もあった。

4.5 法令についての要望等

- ・ 再生資源物の保管等の業務を廃掃法で規制することについては、令和6年度の調査と同様、規定の理由や意義を明確に示してほしいなどの意見が一定数見られた。
- ・ 「再生資源物」の価値は、その性状や市況の変化、事業者の事情等により、有価物から廃棄物に変わることもあり得ることを踏まえ、再生資源物についても廃掃法による規制で一本化するべきという意見もあった。
- ・ その他、水質汚濁防止法、騒音規制法、消防法、古物営業法、専ら物許可不要制度など、他の法令も合わせて見直しが必要であるという意見が出された。
- ・ また、家電リサイクル法やフロン排出抑制法との制度的連携の必要性も改めて指摘された。

4.6 総括

令和7年度調査では、国内に4,625件の再生資源物保管等事業場が存在していることが確認され、令和6年度調査で確認された件数と比較して大幅に増加した(+1,365件)。また、再生資源物保管等事業場における生活環境保全上の支障の件数は275件であり、令和6年度と比較して30%(64件)増加した。

再生資源物保管等事業場の増加や、生活環境保全上の支障の件数の増加の原因としては、自治体による再生資源物保管等事業場の把握が進んだことも一因となっていると考えられる。

また、令和7年度の調査結果の特徴として、再生資源物保管等事業場の規制強化を望む声が、令和6年度よりも増加したことが挙げられる。許可制の導入や保管基準・処分基準の厳格化を望む意見は、いずれも令和6年度より10ポイント以上増加した。保管基準や処分基準の内容としては、廃掃法で規定する産業廃棄物の処理基準に準じた基準が望ましいという意見が多かった。規制対象品目についても、8割近い自治体が拡大した方が良いと回答した。また、自治体による再生資源物保管等事業場への立入調査権限の強化、警察等との連携強化、罰則の適用などを求める意見も多く寄せられた。

再生資源物の取扱いに関する法規制は多くの自治体が求めているところであり、早急な法整備が待たれている。

【参考】都道府県・政令市別の有害使用済機器保管等事業場数及び再生資源物保管等事業場数

都道府県 ・政令市	有害使用済機器保管等事業場			再生資源物保管等事業場			
	保管のみ	保管・処分 (再生)	合計	保管のみ	保管・処分 (再生)	不明・事業区 分なし	合計
北海道	2	0	2	2	13	5	20
札幌市	0	0	0				
函館市	1	0	1				
旭川市	0	0	0	1	0	0	1
計	3	0	3	3	13	5	21
青森県	3	0	3	3	3	0	6
青森市	0	1	1				
八戸市	0	0	0	6	0	0	6
計	3	1	4	9	3	0	12
岩手県	1	0	1	16	12	4	32
盛岡市	1	0	1				
計	2	0	2	16	12	4	32
宮城県	20	1	21	30	0	11	41
仙台市	5	0	5				
計	25	1	26	30	0	11	41
秋田県	11	1	12	13	14	0	27
秋田市	3	0	3	0	0	22	22
計	14	1	15	13	14	22	49
山形県	9	0	9	12	0	0	12
山形市	2	1	3	0	1	0	1
計	11	1	12	12	1	0	13
福島県	18	0	18	0	0	105	105
福島市	6	1	7				
郡山市	9	1	10				
いわき市	4	0	4				
計	37	2	39	0	0	105	105
茨城県	22	3	25	0	0	443	443
水戸市	1	0	1				
計	23	3	26	0	0	443	443
栃木県	8	0	8	2	2	4	8
宇都宮市	0	0	0				
計	8	0	8	2	2	4	8
群馬県	10	2	12	164	3	0	167
前橋市	3	0	3	19	0	0	19
高崎市	2	0	2	19	0	0	19
計	15	2	17	202	3	0	205
埼玉県	59	11	70	328	207	20	555
さいたま市	8	0	8	12	9	36	57
川越市	8	0	8	0	0	0	0
川口市	3	0	3	117	0	0	117
越谷市	1	0	1	27	5	0	32
計	79	11	90	484	221	56	761
千葉県	9	5	14	539	181	121	841
千葉市	14	1	15	0	0	98	98
船橋市	1	1	2	0	0	0	0
柏市	3	0	3	0	0	0	0
計	27	7	34	539	181	219	939

都道府県 ・政令市	有害使用済機器保管等事業場			再生資源物保管等事業場			
	保管のみ	保管・処分 (再生)	合計	保管のみ	保管・処分 (再生)	不明・事業区 分なし	合計
東京都	8	0	8	3	2	81	86
八王子市	6	0	6	2	3	4	9
計	14	0	14	5	5	85	95
神奈川県	11	3	14	10	14	22	46
川崎市	4	0	4				
横浜市	8	1	9	7	0	0	7
相模原市	4	1	5	0	0	26	26
横須賀市	0	0	0	0	0	5	5
計	27	5	32	17	14	53	84
新潟県	3	1	4	37	16	0	53
新潟市	3	2	5				
計	6	3	9	37	16	0	53
富山県	1	0	1	23	0	21	44
富山市	1	0	1	13	0	0	13
計	2	0	2	36	0	21	57
石川県	0	0	0	39	15	0	54
金沢市	2	0	2				
計	2	0	2	39	15	0	54
福井県	5	0	5	3	0	0	3
福井市	0	1	1				
計	5	1	6	3	0	0	3
山梨県	8	0	8	26	24	0	50
甲府市	2	1	3	3	0	0	3
計	10	1	11	29	24	0	53
長野県	9	1	10	77	6	0	83
長野市	2	0	2	44	0	0	44
松本市	4	0	4	1	0	0	1
計	15	1	16	122	6	0	128
岐阜県	3	1	4	107	67	6	180
岐阜市	1	0	1	0	0	5	5
計	4	1	5	107	67	11	185
静岡県	11	1	12	70	42	20	132
静岡市	13	0	13	7	0	0	7
浜松市	11	0	11	41	0	0	41
計	35	1	36	118	42	20	180
愛知県	7	1	8	7	3	21	31
名古屋市	6	0	6	2	0	0	2
豊橋市	6	0	6				
岡崎市	2	0	2	10	0	0	10
一宮市	0	0	0	7	0	0	7
豊田市	3	0	3	11	19	0	30
計	24	1	25	37	22	21	80
三重県	11	2	13	60	30	12	102
計	11	2	13	60	30	12	102
滋賀県	8	1	9	9	8	11	28
大津市	0	1	1	0	3	0	3
計	8	2	10	9	11	11	31

都道府県 ・政令市	有害使用済機器保管等事業場			再生資源物保管等事業場			
	保管のみ	保管・処分 (再生)	合計	保管のみ	保管・処分 (再生)	不明・事業区 分なし	合計
京都府	4	0	4	9	3	0	12
京都市	5	0	5				
計	9	0	9	9	3	0	12
大阪府	20	3	23	6	31	99	136
大阪市	9	0	9	0	36	0	36
堺市	19	3	22	32	2	0	34
豊中市	2	0	2				
吹田市	0	0	0	0	2	0	2
高槻市	1	0	1				
枚方市	2	0	2				
八尾市	3	0	3				
寝屋川市	2	0	2	0	0	6	6
東大阪市	4	1	5				
計	62	7	69	38	71	105	214
兵庫県	5	0	5	9	16	7	32
神戸市	6	0	6	31	0	0	31
姫路市	0	0	0	0	50	0	50
尼崎市	1	0	1	5	0	0	5
明石市	0	0	0				
西宮市	1	0	1	3	1	0	4
計	13	0	13	48	67	7	122
奈良県	4	2	6	2	11	0	13
奈良市	4	0	4				
計	8	2	10	2	11	0	13
和歌山県	3	1	4	3	0	0	3
和歌山市	0	1	1	11	0	0	11
計	3	2	5	14	0	0	14
鳥取県	24	0	24	47	0	0	47
鳥取市	13	0	13	24	0	0	24
計	37	0	37	71	0	0	71
島根県	0	0	0	23	0	0	23
松江市	0	0	0	11	0	0	11
計	0	0	0	34	0	0	34
岡山県	1	5	6	15	8	0	23
岡山市	12	0	12				
倉敷市	1	0	1	7	0	0	7
計	14	5	19	22	8	0	30
広島県	1	1	2	0	1	0	1
広島市	1	0	1	0	0	7	7
呉市	0	0	0				
福山市	3	2	5	0	0	24	24
計	5	3	8	0	1	31	32
山口県	6	0	6	14	11	10	35
下関市	0	0	0				
計	6	0	6	14	11	10	35
徳島県	0	0	0	32	2	0	34
計	0	0	0	32	2	0	34
香川県	3	4	7	8	5	0	13
高松市	0	0	0				
計	3	4	7	8	5	0	13

都道府県 ・政令市	有害使用済機器保管等事業場			再生資源物保管等事業場			
	保管のみ	保管・処分 (再生)	合計	保管のみ	保管・処分 (再生)	不明・事業区 分なし	合計
愛媛県	3	0	3	1	0	2	3
松山市	5	0	5				
計	8	0	8	1	0	2	3
高知県	0	1	1	0	0	7	7
高知市	1	0	1	3	0	0	3
計	1	1	2	3	0	7	10
福岡県	6	0	6	40	26	34	100
北九州市	10	3	13	12	19	0	31
福岡市	2	2	4	0	0	3	3
久留米市	0	0	0	10	3	0	13
計	18	5	23	62	48	37	147
佐賀県	2	0	2	6	9	0	15
計	2	0	2	6	9	0	15
長崎県	0	0	0	1	0	1	2
長崎市	0	1	1				
佐世保市	0	0	0				
計	0	1	1	1	0	1	2
熊本県	0	0	0	28	4	0	32
熊本市	1	0	1	10	0	0	10
計	1	0	1	38	4	0	42
大分県	0	0	0	5	2	7	14
大分市	0	1	1				
計	0	1	1	5	2	7	14
宮崎県	0	0	0	4	3	0	7
宮崎市	0	0	0				
計	0	0	0	4	3	0	7
鹿児島県	0	0	0				
鹿児島市	0	0	0				
計	0	0	0				
沖縄県	0	0	0	12	6	9	27
那覇市	0	0	0				
計	0	0	0	12	6	9	27
総計	600	78	678	2,353	953	1,319	4,625